

業務規程施行規則等の一部改正新旧対照表

目 次

(通番)

1. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	1
2. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	2
3. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	3
4. 外国株券の売買単位に関する規則の一部改正新旧対照表	4
5. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	5
6. 取引資格の取得審査に関する規則の一部改正新旧対照表	6
7. 取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	7
8. 信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券 に関する規則の一部改正新旧対照表	8
9. シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表	9
10. 有価証券の売買等の審査に関する規則の一部改正新旧対照表	10
11. 考査規則の一部改正新旧対照表	11
12. 取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則 の一部改正新旧対照表	12
13. 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表	13
14. 仲介規則の一部改正新旧対照表	14
15. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	15
16. 制度信用銘柄に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	16
17. 適時開示に係る宣誓書(内国会社)の一部改正新旧対照表	17
18. 適時開示に係る宣誓書(外国会社)の一部改正新旧対照表	18
19. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	19
20. 新規上場料等に関する規則の一部改正新旧対照表	20
21. 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱い の一部改正新旧対照表	21
22. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	22
23. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	23
24. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	24
25. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い の一部改正新旧対照表	25
26. 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	26
27. 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い の一部改正新旧対照表	27
28. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	28

29. 商号変更の場合における商号変更前の株券の信用取引担保有価証券の取扱い についての一部改正新旧対照表	29
30. 委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表	30
31. T o S T N e T 取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の 特例の施行規則の一部改正新旧対照表	31
32. 立会外取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照 表	32
33. 国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の 施行規則の一部改正新旧対照表	33
34. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱い の一部改正新旧対照表	34
35. 当取引所が指定する有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び 有価証券オプション取引の一部改正新旧対照表	35
36. 株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程 及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	36
37. 国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則 の一部改正新旧対照表	37
38. 優先株及び優先証券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表 ...	38
39. 適時開示に係る宣誓書（不動産投資信託証券）の一部改正新旧対照表	39
40. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	40
41. 不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	41
42. 不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い の一部改正新旧対照表	42
43. 適時開示に係る宣誓書（株価指数連動型投資信託受益証券）の一部改正新旧対照表	43
44. 株価指数連動型投資信託受益証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則 の一部改正新旧対照表	44
45. 適時開示に係る宣誓書（内国債券）の一部改正新旧対照表	45
46. 適時開示に係る宣誓書（外国債券）の一部改正新旧対照表	46
47. 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	47
48. 適時開示に係る宣誓書（内国交換社債券）の一部改正新旧対照表	48
49. 適時開示に係る宣誓書（外国交換社債券）の一部改正新旧対照表	49

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買管理上適当でないとする場合)</p> <p>第 27 条の 3 規程第 42 条第 1 項に規定する当取引所が売買管理上適当でないとする場合は、次の各号に定める場合とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 立会外分売に係る有価証券について、一般募集、株主割当、売出し、<u>取引所金融商品市場</u>における買付けその他当取引所が適当と認める方法以外の方法で 1 か年以内に取得したものではないことの確認がとれない場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>(立会外分売における対当順位)</p> <p>第 32 条 規程第 45 条に規定する当取引所が定める順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対当の順位は次のとおりとする。</p> <p>a 第 1 順位 顧客 (<u>金融商品取引業者 (法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。以下この号において同じ。) を除く。)</u> からの委託に基づく買付申込数量</p> <p>b 第 2 順位 <u>金融商品取引業者</u>の自己の計算に基づく買付申込数量</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>(売買管理上適当でないとする場合)</p> <p>第 27 条の 3 規程第 42 条第 1 項に規定する当取引所が売買管理上適当でないとする場合は、次の各号に定める場合とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 立会外分売に係る有価証券について、一般募集、株主割当、売出し、<u>取引所有価証券市場</u>における買付けその他当取引所が適当と認める方法以外の方法で 1 か年以内に取得したものではないことの確認がとれない場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>(立会外分売における対当順位)</p> <p>第 32 条 規程第 45 条に規定する当取引所が定める順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対当の順位は次のとおりとする。</p> <p>a 第 1 順位 顧客 (<u>証券会社及び外国証券会社を除く。)</u> からの委託に基づく買付申込数量</p> <p>b 第 2 順位 <u>証券会社及び外国証券会社</u>の自己の計算に基づく買付申込数量</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(空売りの区分)</p> <p>第8条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、<u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号</u>に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 当取引所若しくは国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている内国株券(優先株等及び投資信託受益証券を除く。)又は外国の<u>金融商品取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている外国株券(優先株等及び外国投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株等、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券を除く。)</p> <p>(2) 優先株等、投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券(国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている又は外国の<u>金融商品取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている銘柄を除く。)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(空売りの区分)</p> <p>第8条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、<u>有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号</u>に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 当取引所若しくは国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている内国株券(優先株等及び投資信託受益証券を除く。)又は外国の<u>証券取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている外国株券(優先株等及び外国投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株等、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券を除く。)</p> <p>(2) 優先株等、投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券(国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている又は外国の<u>証券取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている銘柄を除く。)</p>

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 次のa又はbに掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>a 当取引所若しくは国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている内国株券(優先株等及び投資信託受益証券を除く。)又は外国の<u>金融商品取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている外国株券(優先株等及び外国投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株等、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券を除く。)</p> <p>b 優先株等、投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券(国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている又は外国の<u>金融商品取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている銘柄を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 次のa又はbに掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>a 当取引所若しくは国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている内国株券(優先株等及び投資信託受益証券を除く。)又は外国の<u>証券取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている外国株券(優先株等及び外国投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株等、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券を除く。)</p> <p>b 優先株等、投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券(国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている又は外国の<u>証券取引所</u>若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている銘柄を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(転換社債型新株予約権付社債券等の制限値幅)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 交換社債券の呼値の制限値幅は、次の各号</p>	<p>(転換社債型新株予約権付社債券等の制限値幅)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 交換社債券の呼値の制限値幅は、次の各号</p>

に定めるところによる。

(1) 交換社債券(外国交換社債券(交換社債券のうち、交換対象株券が外国株券であるものをいう。以下この条において同じ。)を除く。)については、次のa又はbに定める区分により適用される制限値幅に交換比率(額面100円当たりの額面金額/交換価額(当該交換社債券が交換請求期間の中断が行われる交換社債券である場合において、業務規程第26条の規定により定める交換条件の変更期日(以下「交換条件の変更期日」という。)から次に適用される交換価額が確定する日までの間においては、当取引所がその都度定める額))を乗じて算出した値幅(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。))とする。

a (略)

b 交換対象株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄である場合
当該国内の他の金融商品取引所における直近の最終価格(当該国内の他の金融商品取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段)を第2条第1項に適用して得られる値幅(当取引所が当該最終価格を用いることが適当でないとき認められたときは、当取引所がその都度定める価格を第2条第1項に適用して得られる値幅)

(2) (略)

(基準値段)

第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 外国株券

に定めるところによる。

(1) 交換社債券(外国交換社債券(交換社債券のうち、交換対象株券が外国株券であるものをいう。以下この条において同じ。)を除く。)については、次のa又はbに定める区分により適用される制限値幅に交換比率(額面100円当たりの額面金額/交換価額(当該交換社債券が交換請求期間の中断が行われる交換社債券である場合において、業務規程第26条の規定により定める交換条件の変更期日(以下「交換条件の変更期日」という。)から次に適用される交換価額が確定する日までの間においては、当取引所がその都度定める額))を乗じて算出した値幅(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。))とする。

a (略)

b 交換対象株券が国内の他の証券取引所に上場されている銘柄である場合
当該国内の他の証券取引所における直近の最終価格(当該国内の他の証券取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段)を第2条第1項に適用して得られる値幅(当取引所が当該最終価格を用いることが適当でないとき認められたときは、当取引所がその都度定める価格を第2条第1項に適用して得られる値幅)

(2) (略)

(基準値段)

第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 外国株券

a 重複上場外国銘柄（外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている外国株券をいう。）

（a）当該銘柄の外国の主たる金融商品取引所（組織された店頭市場を含む。）における直近（当取引所の直前の売買立会以後当日の売買立会開始前における当取引所が適当と認める時点をいう。）の値段又は気配相場（以下「外国の相場」という。）を中値により円換算した価格（呼値の単位に満たない端数金額は四捨五入等を行うものとする。以下この項において同じ。）とし、外国の相場がないとき若しくは当取引所がこれを確認することが困難であるとき、当取引所が外国の相場によることが適当でないとき又は当取引所が外国為替相場の大幅な変動等により中値により円換算することが適当でないとき認めるときは、当取引所がその都度定める。ただし、次に掲げる場合の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

イ～ハ（略）

（b）（略）

b（略）

（3）・（4）（略）

2（略）

3 第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券又は交換社債券で新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。）のうち、上場日の直前に国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日

a 重複上場外国銘柄（外国の証券取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている外国株券をいう。）

（a）当該銘柄の外国の主たる証券取引所（組織された店頭市場を含む。）における直近（当取引所の直前の売買立会以後当日の売買立会開始前における当取引所が適当と認める時点をいう。）の値段又は気配相場（以下「外国の相場」という。）を中値により円換算した価格（呼値の単位に満たない端数金額は四捨五入等を行うものとする。以下この項において同じ。）とし、外国の相場がないとき若しくは当取引所がこれを確認することが困難であるとき、当取引所が外国の相場によることが適当でないとき又は当取引所が外国為替相場の大幅な変動等により中値により円換算することが適当でないとき認めるときは、当取引所がその都度定める。ただし、次に掲げる場合の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

イ～ハ（略）

（b）（略）

b（略）

（3）・（4）（略）

2（略）

3 第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券又は交換社債券で新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。）のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日にお

における呼値の制限値幅の基準値段は、当取引所がその都度定める。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

ける呼値の制限値幅の基準値段は、当取引所がその都度定める。

外国株券の売買単位に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買単位)</p> <p>第 2 条 外国株券(外国投資信託受益証券及び外国株預託証券を除く。以下同じ。)の売買単位は、次の各号に定める当該株券の上場申請日の前 2 週間以内の日からさかのぼって 1 年間の外国の主たる<u>金融商品取引所</u>(組織された店頭市場を含む。以下同じ。)における終値の平均又は気配相場の平均を上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値(これによることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度指定する外国為替相場)により円換算した価格(外国の<u>金融商品取引所</u>における終値又は気配相場がない外国株券については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われた株券の公募(一般募集による新株の発行をいう。)又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して当取引所がその都度定める価格)の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、当該株券の発行者の本国における会社制度等から、当該各号に定める単位によることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める単位によるものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から施行する。</p>	<p>(売買単位)</p> <p>第 2 条 外国株券(外国投資信託受益証券及び外国株預託証券を除く。以下同じ。)の売買単位は、次の各号に定める当該株券の上場申請日の前 2 週間以内の日からさかのぼって 1 年間の外国の主たる<u>証券取引所</u>(組織された店頭市場を含む。以下同じ。)における終値の平均又は気配相場の平均を上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値(これによることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度指定する外国為替相場)により円換算した価格(外国の<u>証券取引所</u>における終値又は気配相場がない外国株券については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われた株券の公募(一般募集による新株の発行をいう。)又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して当取引所がその都度定める価格)の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、当該株券の発行者の本国における会社制度等から、当該各号に定める単位によることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める単位によるものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p>

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格の取得申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>事業報告書</u>(登録金融機関にあっては、業務報告書)</p> <p><u>(5) 前号に規定する書面に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(取引資格の取得申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>営業報告書</u>(登録金融機関にあっては、業務報告書)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(合併等の通知)</p> <p>第6条 規程第16条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他当取引所が必要と認める事項について、原則として、当該行為を決議又は承認する株主総会(株式会社以外の者にあつては、これに準ずるもの)の日の2週間前の日までに行うものとする。</p> <p>(1) 規程第16条第1項第1号に掲げる合併</p> <p>a (略)</p> <p>b 合併の相手方となる<u>法人</u>の概要(当該法人の財務状況を含む。)</p> <p>(2) 規程第16条第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の<u>法人</u>への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡</p> <p>a・b (略)</p> <p>(3) 規程第16条第1項第3号に掲げる分割による事業の全部若しくは一部の他の<u>法人</u>からの承継又は同項第5号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲受け</p> <p>a・b (略)</p>	<p>(合併等の通知)</p> <p>第6条 規程第16条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他当取引所が必要と認める事項について、原則として、当該行為を決議又は承認する株主総会(株式会社以外の者にあつては、これに準ずるもの)の日の2週間前の日までに行うものとする。</p> <p>(1) 規程第16条第1項第1号に掲げる合併</p> <p>a (略)</p> <p>b 合併の相手方となる<u>会社</u>の概要(当該会社の財務状況を含む。)</p> <p>(2) 規程第16条第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の<u>会社</u>への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡</p> <p>a・b (略)</p> <p>(3) 規程第16条第1項第3号に掲げる分割による事業の全部若しくは一部の他の<u>会社</u>からの承継又は同項第5号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲受け</p> <p>a・b (略)</p>

(報告事項)

第11条 規程第18条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1) 法第30条第1項の認可(以下「認可」という。)の申請を行ったとき、当該申請につき認可を受け若しくは受けられないこととなったとき、認可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき又は認可に係る業務を廃止したとき。

(1)の2 法第31条第4項の規定に基づく変更登録(法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止に係る変更登録を除く。)を申請したとき及びその変更登録を受けたとき。

(2) (略)

(3) 業務(金融商品取引業者にあつては、金融商品取引業をいい、登録金融機関にあつては、登録金融機関業務に限る。)を休止し、又は再開したとき(認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。)

(4) 法第35条第3項若しくは第6項の届出を行ったとき、又は法第35条第4項の承認を受けたとき。

(5)・(6) (略)

(報告事項)

第11条 規程第18条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1) 法第29条第1項、法第65条の2第3項又は外国証券業者に関する法律(昭和46年法律第5号)第7条第1項の認可(以下「認可」という。)の申請を行ったとき、当該申請につき認可を受け若しくは受けられないこととなったとき、認可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき又は認可に係る業務を廃止したとき。

(新設)

(2) (略)

(3) 証券会社又は外国証券会社にあつては、証券業に係る営業を休止し、又は再開したとき(認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。)、登録金融機関にあつては、法第65条の2第1項の登録に係る業務の営業を休止し、又は再開したとき(認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。)。

(4) 法第34条第3項若しくは第6項(これらの規定を外国証券業者に関する法律第14条第1項において準用する場合を含む。)の届出を行ったとき、又は法第34条第4項(外国証券業者に関する法律第14条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けたとき。

(5)・(6) (略)

(7) 純財産額（登録金融機関にあっては、純資産額とする。）が3億円を下回ったとき。

(8) (略)

(9) 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）の変更に関して取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）又は理事会決議を行ったとき（外国法人にあつては、資本金の額（持込資本金の額を含む。）の変更に関して決議又は決定を行ったとき。）。

(10) 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率が140パーセントを下回ったとき、保険会社以外の登録金融機関にあつては、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2パーセントを下回ったとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき）、保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が100パーセントを下回ったとき。

(10)の2～(11)の2 (略)

(12) 法令の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき（外国法人である金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令の規定により、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関にあつては、銀行法令の規定により、外国銀行にあつては、銀行法令、外国銀行法令又は外国金融商品取引法令の規定により、保険会社にあつては保険業法令

(7) 純財産額（登録金融機関にあっては、純資産額とする。以下この号において同じ。）が3億円を下回ったとき。

(8) (略)

(9) 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）の変更に関して取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）又は理事会決議を行ったとき（外国証券会社又は外国銀行にあつては、資本金の額（持込資本金の額を含む。）の変更に関して決議又は決定を行ったとき。）。

(10) 証券会社又は外国証券会社にあつては、自己資本規制比率が140パーセントを下回ったとき、保険会社以外の登録金融機関にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2パーセントを下回ったとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき）、保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が100パーセントを下回ったとき。

(10)の2～(11)の2 (略)

(12) 法令若しくは金融先物取引法及びその関係法令（以下「金融先物取引法令」という。）の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令若しくは金融先物取引法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき（外国証券会社にあつては、外国証券法令又は外国金融先物取引法令の規定により、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関

の規定により処分又は処罰を受けたときを含む。)。

(1 3) (略)

(1 4) 法令(外国法人である金融商品取引業者にあっては、外国金融商品取引法令を含む。)の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき(上訴の場合を含む。)。

(1 4) の 2 当取引所の市場における有価証券の売買等に関し法令に違反する行為又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事実を知ったとき。

(1 5) 国内の他の金融商品取引所又は有価証券の売買若しくは外国市場金融商品先物取引を行っている外国の取引所(以下「外国の金融商品取引所等」という。)に加入又は脱退したとき(取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。)。

(1 6) 所属の国内の他の金融商品取引所、外国の金融商品取引所等、又は金融商品取引業協会(これに相当する外国の団体を含む。)の処分を受けたとき。

(1 7) 金融商品取引業者の役員にあっては、役員が法第 2 9 条の 4 第 1 項第 2 号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関の役員にあっては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上

にあっては、銀行法令の規定により、外国銀行にあっては、銀行法令、外国銀行法令又は外国金融先物取引法令の規定により、保険会社にあっては保険業法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む。)。

(1 3) (略)

(1 4) 法令又は金融先物取引法令(外国証券会社にあっては、外国証券法令又は外国金融先物取引法令を含む。)の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき(上訴の場合を含む。)。

(1 4) の 2 当取引所の市場における有価証券の売買等に関し法令若しくは金融先物取引法令に違反する行為又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事実を知ったとき。

(1 5) 国内の他の証券取引所又は有価証券の売買若しくは外国市場証券先物取引を行っている外国の取引所(以下「外国の証券取引所等」という。)に加入又は脱退したとき(取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。)。

(1 6) 所属の国内の他の証券取引所、外国の証券取引所等、国内の金融先物取引所若しくは金融先物取引等を行っている外国の取引所又は証券業協会(これに相当する外国の団体を含む。)若しくは金融先物取引業協会(これに相当する外国の団体を含む。)の処分を受けたとき。

(1 7) 証券会社又は外国証券会社の役員にあっては、役員が法第 2 8 条の 4 第 1 項第 9 号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき、登録金融機関の役員にあっては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑

の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき（外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関の役員にあつては、銀行法令の規定により、外国銀行の役員にあつては、銀行法令、外国銀行法令の規定により、保険会社の役員にあつては、保険業法令の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったときを含む。）。

（ 18 ） 金融商品取引業者の主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）が法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき）。

（ 19 ） （略）

（ 20 ） 法第56条の2に基づくモニタリング調査表を作成したとき。

（ 21 ） ・ （ 22 ） （略）

（ 23 ） 金融商品取引業者にあつては、事業報告書を作成したとき、登録金融機関にあつては、業務報告書又は中間業務報告書を作成したとき。

（ 24 ） ～ （ 27 ） （略）

付 則

1 この改正規定は、平成19年9月30日から施

又は法若しくは金融先物取引法の規定により罰金の刑を受けたとき（外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関の役員にあつては、銀行法令の規定により、外国銀行の役員にあつては、銀行法令、外国銀行法令又は外国金融先物取引法令の規定により、保険会社の役員にあつては、保険業法令の規定により罰金の刑を受けたときを含む。）。

（ 18 ） 証券会社の主要株主（法第28条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）にあつては、主要株主が法第28条の4第1項第10号イ若しくはロ又は第11号イから八までに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。

（ 19 ） （略）

（ 20 ） 法第59条又は外国証券業者に関する法律第31条に基づくモニタリング調査表を作成したとき。

（ 21 ） ・ （ 22 ） （略）

（ 23 ） 証券会社又は外国証券会社にあつては、営業報告書（証券会社に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令第32号）第32条第2項（外国証券業者に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令第37号）第30条第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を含む。）を作成したとき、登録金融機関にあつては、業務報告書又は中間業務報告書を作成したとき。

（ 24 ） ～ （ 27 ） （略）

<p>行する。</p> <p>2 第2条第2項第5号の規定は、この改正規定の施行の日以降に取引資格の取得を申請する者から適用する。</p>	
---	--

取引資格の取得審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>取引参加者規程第4条第2項の審査は、取引資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該取引資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれ、かつ、取引参加者として安定した収益力が見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>b 登録金融機関</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 保険会社以外の登録金融機関にあっては、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセントを、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを上回っていること(外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当していること)、保険会社にあっては、ソルベンシー・マージン比率が400パーセントを上回っていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>取引参加者規程第4条第2項の審査は、取引資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該取引資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれ、かつ、取引参加者として安定した収益力が見込まれること。</p> <p>a 証券会社又は外国証券会社</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>b 登録金融機関</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 保険会社以外の登録金融機関にあっては、<u>海外営業又は事業</u>拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセントを、<u>海外営業又は事業</u>拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを上回っていること(外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当していること)、保険会社にあっては、ソルベンシー・マージン比率が400パーセントを上回っていること。</p> <p>(3) (略)</p>

取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引参加料金)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 取引料の額は、各取引参加者の当取引所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める売買代金等(以下「取引料の算出の基準」という。)に取引料率を乗じて算出した額の総額とし、第1号に掲げる取引に係る取引料の算出の基準及び取引料率並びに第2号から第6号までに掲げる取引に係る取引料率は、<u>当該取引の対象ごとに、別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国債証券先物取引(第5号に掲げる取引における権利行使により成立するものを含む。)</p> <p><u>取引数量及び受渡決済数量</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(取引参加料金)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 取引料の額は、各取引参加者の当取引所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める売買代金等(以下「取引料の算出の基準」という。)に取引料率を乗じて算出した額の総額とし、第1号に掲げる取引に係る取引料の算出の基準及び取引料率並びに第2号から第6号までに掲げる取引に係る取引料率は、<u>上場有価証券、上場株価指数、上場オプション</u>ごとに、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国債証券先物取引(第5号に掲げる取引における権利行使により成立するものを含む。)</p> <p><u>売買数量及び受渡決済数量</u></p> <p>(3)～(6)</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(株券オプション取引サポート・メンバーに指定された取引参加者に対する取引料の割戻し)</p> <p>第3条の2 当取引所は、株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第19条第2項の規定による指定を受けた取引参加者に対し、取引料の割戻しとして、毎年4月から翌年3月までの間に当該取引参加者が当取引所の市場において行った株券オプション取引の取引代金の合計額に取引料率を乗じて算出した額(円位未満の端数を生じ</p>	<p>(株券オプション取引サポート・メンバーに指定された取引参加者に対する取引料の割戻し)</p> <p>第3条の2 当取引所は、株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第19条第2項の規定による指定を受けた取引参加者に対し、取引料の割戻しとして、毎年4月から翌年3月までの間に当該取引参加者が当取引所の市場において行った株券オプション取引の取引代金の合計額から1億円を控除した額に取引料率を乗じて算出した</p>

た場合は、切り捨てる。)を支払う。

2・3 (略)
(削る)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

(別表第1)

基本料の額

- 1 基本料の額(月額)は、次のとおりとする。
 - (1) 総合取引参加者 90万円

ただし、各総合取引参加者が、次のa又はbに掲げる場合には、当該a又はbに定める額を控除した額とする。

 - a 前月の当取引所の市場における取引立会による取引において、国債証券先物取引に係る注文(訂正及び取消注文を含む。以下同じ。)を行なわなかった場合 20万円
 - b (略)
 - (2)～(4) (略)
- 2 (略)

(別表第2)

取引料の算出の基準及び取引料率

取引料の額(月額)に係る取引料の算出の基準及び取引料率は、次のとおりとする。

額(円位未満の端数を生じた場合は、切り捨てる。)を支払う。

2・3 (略)

4 前2項の場合において、第1項中「1億円」とあるのは、「当該期間の月数に900万円を乗じて算出した金額(当該金額が1億円を超える場合にあっては、1億円)」とする。

(別表第1)

基本料の額

- 1 基本料の額(月額)は、次のとおりとする。
 - (1) 総合取引参加者 90万円

ただし、各総合取引参加者が、次のa又はbに掲げる場合には、当該a又はbに定める額を控除した額とする。

 - a 前月の当取引所の市場における売買立会による取引において、国債証券先物取引に係る注文(訂正及び取消注文を含む。以下同じ。)を行なわなかった場合 20万円
 - b (略)
 - (2)～(4) (略)
- 2 (略)

(別表第2)

取引料の算出の基準及び取引料率

取引料の額(月額)に係る取引料の算出の基準及び取引料率は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引料率
(略)	(略)	(略)	(略)
国債証券先物取引	国債証券の標準物	取引数量及び受渡決済数量	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(別表第3)

アクセス料の額

アクセス料の額(月額)は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) (略)
- (2) 国債証券先物取引

各取引参加者の取引立会による新規の売付け、新規の買付け、転売及び買戻しに係る月間の注文件数について

(略)

- (3) (略)

(別表第4)

売買システム施設利用料の額

1 売買システム施設利用料の額(月額)は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) (略)
- (2) 国債証券先物取引、株価指数先物取引、国債証券先物オプション取引及び株価指数オプション取引

各取引参加者が立会による取引に利用する売

取引の区分	上場有価証券、上場株価指数又は上場オプションの区分	算出の基準	取引料率
(略)	(略)	(略)	(略)
国債証券先物取引	証券取引法第108条の2第3項の規定により国債証券とみなされる標準物	売買数量及び受渡決済数量	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(別表第3)

アクセス料の額

アクセス料の額(月額)は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) (略)
- (2) 国債証券先物取引

各取引参加者の売買立会による新規の売付け、新規の買付け、転売及び買戻しに係る月間の注文件数について

(略)

- (3) (略)

(別表第4)

売買システム施設利用料の額

1 売買システム施設利用料の額(月額)は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) (略)
- (2) 国債証券先物取引、株価指数先物取引、国債証券先物オプション取引及び株価指数オプション取引

各取引参加者が売買立会及び立会による取引

買システム施設について、次の a から c に掲げる売買システム施設の種類に応じて、当該 a から c に定める額とする。

a ~ c (略)

2・3 (略)

に利用する売買システム施設について、次の a から c に掲げる売買システム施設の種類に応じて、当該 a から c に定める額とする。

a ~ c (略)

2・3 (略)

信託金、取引参加者保証金及び発効日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
<p>別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び当取引所の定める率は以下のとおりとする。</p>				<p>別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び当取引所の定める率は以下のとおりとする。</p>			
有価証券の種類		時価	時価に 乗ずべ き率	有価証券の種類		時価	時価に 乗ずべ き率
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	100分の9 5	国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	100分の9 5
	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)			売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の証券取引所において上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)	
政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	100分の9 0	政府保証債券 証券取引法施行令第2条に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	100分の9 0
	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)			売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の証券取引所において上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)	
地方債証券(注3) 特殊債券(政府保証)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	100分の8 5	地方債証券(注3) 特殊債券(政府保証)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	100分の8 5

債券を除く。)(注3)(注4) 円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注5)	場されているもの	2)	
公社債投資信託の受益証券	社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	
転換社債型新株予約権付社債券(注3)(注4) 交換社債券(注3)(注6)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	100分の80
株券 優先出資証券(注7)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	100分の70
投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。) 投資証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの 社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価	

(注)1. 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、当取引所が定める順位

債券を除く。)(注3)(注4) 円貨建外国債券(証券取引法施行令第2条に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注5)	れているもの		
公社債投資信託の受益証券	投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	
転換社債型新株予約権付社債券(注3)(注4) 交換社債券(注3)(注6)	国内の証券取引所に上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)	100分の80
株券 優先出資証券(注7)	国内の証券取引所に上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)	100分の70
投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。) 投資証券	国内の証券取引所に上場されているもの 投資信託協会が前日の時価を発表するもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2) 当該時価	

(注)1. 複数の証券取引所に上場している銘柄については、当取引所が定める順位によ

により選択した金融商品取引所とする。

2．最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段をいう。

3．発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。

4．社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券については、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行するものに限る。

5．～7．（略）

3 前項の規定における当取引所が定める順位は、第一順位は、当該預託日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該預託日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引（各金融商品取引所の定める普通取引をいう。）に係るものに限る。）の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。）の順序とする。

4・5 （略）

6 取引参加者が次の各号に掲げる有価証券を信託金又は取引参加者保証金の代用として当取引所に預託する場合には、クリアリング機構が当取引所に代わって当該有価証券を受領するものとし、取引参加者は、株式会社証券保管振替機構に開設されたクリアリング機構名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

（1） （略）

り選択した証券取引所とする。

2．最終価格については、当該証券取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段をいう。

3．発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。

4．社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券については、国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行するものに限る。

5．～7．（略）

3 前項の規定における当取引所が定める順位は、第一順位は、当該預託日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該預託日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各証券取引所において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引（各証券取引所の定める普通取引をいう。）に係るものに限る。）の最も多い証券取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。）の順序とする。

4・5 （略）

6 取引参加者が次の各号に掲げる有価証券を信託金又は取引参加者保証金の代用として当取引所に預託する場合には、クリアリング機構が当取引所に代わって当該有価証券を受領するものとし、取引参加者は、株式会社証券保管振替機構に開設されたクリアリング機構名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

（1） （略）

(2) 投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの。

7 第2項の規定にかかわらず、国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託の受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、代用有価証券から除外する。

(1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合

(2) 当該株券の発行者が国内の金融商品取引所の上場会社に吸収合併される場合

(3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

8 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

(2) 投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの。

7 第2項の規定にかかわらず、国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託の受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、代用有価証券から除外する。

(1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の証券取引所の上場会社の完全子会社となる場合

(2) 当該株券の発行者が国内の証券取引所の上場会社に吸収合併される場合

(3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の証券取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

8 (略)

シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(シンジケートカバー取引の報告等)</p> <p>第2条 取引参加者は、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った場合には、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1) 当取引所の市場における自己の計算によるシンジケートカバー取引(オーバーアロットメント(有価証券の募集又は売出し(以下「募集等」という。))に当たり、元引受契約を締結した<u>金融商品取引業者</u>又は外国証券業者(以下「<u>元引受金融商品取引業者等</u>」という。))が、当該募集等の予定数量のほかに、当該募集等に係る有価証券と同一銘柄の有価証券(以下「募集等対象銘柄」という。))について同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。以下同じ。)を行った<u>元引受金融商品取引業者等</u>が、有価証券の募集等の申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショート・ポジション(有価証券の売付けに係る持ち高をいう。)を減少させるために行う当該<u>元引受金融商品取引業者等</u>の計算による募集等対象銘柄の買付けをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 取引参加者は、シンジケートカバー取引又はグリーンシューオプション(オーバーアロットメントを行う<u>元引受金融商品取引業者等</u>が有価証券の募集等に係る元引受契約の締結に当たり付与された募集等対象銘柄の発行者又は保有者より募集等対象銘柄を取得することができる権利をいう。以下同じ。)の行使が完了した場合には、当取引所が定め</p>	<p>(シンジケートカバー取引の報告等)</p> <p>第2条 取引参加者は、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った場合には、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1) 当取引所の市場における自己の計算によるシンジケートカバー取引(オーバーアロットメント(有価証券の募集又は売出し(以下「募集等」という。))に当たり、元引受契約を締結した<u>証券会社</u>又は外国証券業者(以下「<u>元引受証券会社等</u>」という。))が、当該募集等の予定数量のほかに、当該募集等に係る有価証券と同一銘柄の有価証券(以下「募集等対象銘柄」という。))について同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。以下同じ。)を行った<u>元引受証券会社等</u>が、有価証券の募集等の申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショート・ポジション(有価証券の売付けに係る持ち高をいう。)を減少させるために行う当該<u>元引受証券会社等</u>の計算による募集等対象銘柄の買付けをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 取引参加者は、シンジケートカバー取引又はグリーンシューオプション(オーバーアロットメントを行う<u>元引受証券会社等</u>が有価証券の募集等に係る元引受契約の締結に当たり付与された募集等対象銘柄の発行者又は保有者より募集等対象銘柄を取得することができる権利をいう。以下同じ。)の行使が完了した場合には、当取引所が定めるとこ</p>

るところにより、当取引所にその旨及びシンジケートカバー取引又はグリーンシュエーションの行使の総数量等の報告を行うものとする。

3・4 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

るにより、当取引所にその旨及びシンジケートカバー取引又はグリーンシュエーションの行使の総数量等の報告を行うものとする。

3・4 (略)

有価証券の売買等の審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(審査対象取引)</p> <p>第2条 当取引所は、次の各号に掲げる有価証券の売買等について審査を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場有価証券の発行者に係る法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る法第167条第3項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買等</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(審査対象取引)</p> <p>第2条 当取引所は、次の各号に掲げる有価証券の売買等について審査を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場有価証券の発行者に係る証券取引法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る同法第167条第3項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買等</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(取引参加者の子会社・親会社である外国証券業者からの受託に係る報告等)</p> <p>第5条 前条の報告又は資料の請求には、取引参加者が当該取引参加者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)である外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人(以下「外国証券業者」という。)から有価証券の売買等を受託した場合(他の子</p>	<p>(取引参加者の子会社・親会社である外国証券業者からの受託に係る報告等)</p> <p>第5条 前条の報告又は資料の請求には、取引参加者が当該取引参加者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)である外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行(以下「外国証券業者」という。)から有価証券の売買等を受託した場合(他の子会社又は親</p>

会社又は親会社である外国証券業者を通じて受託した場合を含む。)において、当取引所が、この規則に基づく審査の過程で、違反行為が行われた疑いが強いと認め、当該取引参加者に対し、当該有価証券の売買等に係る当該外国証券業者の委託者に関する事項又は当該委託者による売付け若しくは買付けの委託の状況(当該有価証券の売買等が当該外国証券業者の計算によるものである場合は、当該外国証券業者に関する事項又は当該外国証券業者による売付け若しくは買付けの委託の状況)その他の事項について、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求する場合を含むものとする。この場合において、取引参加者の子会社又は親会社が法令上の守秘義務を負っていることその他の事由により当該請求に応じることが困難な場合は、当取引所にその旨及び理由を示した文書の提出等を行うこととし、当該取引参加者が当該請求に応じないことについて正当な理由があると当取引所が認めるときには、前条第2項に規定する正当な事由があるものとする。

2～4 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

会社である外国証券業者を通じて受託した場合を含む。)において、当取引所が、この規則に基づく審査の過程で、違反行為が行われた疑いが強いと認め、当該取引参加者に対し、当該有価証券の売買等に係る当該外国証券業者の委託者に関する事項又は当該委託者による売付け若しくは買付けの委託の状況(当該有価証券の売買等が当該外国証券業者の計算によるものである場合は、当該外国証券業者に関する事項又は当該外国証券業者による売付け若しくは買付けの委託の状況)その他の事項について、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求する場合を含むものとする。この場合において、取引参加者の子会社又は親会社が法令上の守秘義務を負っていることその他の事由により当該請求に応じることが困難な場合は、当取引所にその旨及び理由を示した文書の提出等を行うこととし、当該取引参加者が当該請求に応じないことについて正当な理由があると当取引所が認めるときには、前条第2項に規定する正当な事由があるものとする。

2～4 (略)

審査規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(要請等)</p> <p>第10条の2 当取引所は、<u>審査の結果</u>、取引参加者の<u>業務又は財産の状況</u>が、法令等に違反する行為が発生することとなるおそれのある状態であると認める場合には、取引参加者規程による勧告を行うときを除き、当該取引参加者に対し、当該状態を改善するための<u>所要の措置を講ずることを要請</u>することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(合同検査等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 当取引所は、取引参加者が国内の他の<u>金融商品取引所</u>の会員又は取引参加者である場合は、当該<u>金融商品取引所</u>と共同して<u>審査を行うことができる</u>。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(要請等)</p> <p>第10条の2 当取引所は、<u>審査の結果</u>、取引参加者の<u>営業若しくは事業又は財産の状況</u>が、法令等に違反する行為が発生することとなるおそれのある状態であると認める場合には、取引参加者規程による勧告を行うときを除き、当該取引参加者に対し、当該状態を改善するための<u>所要の措置を講ずることを要請</u>することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(合同検査等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 当取引所は、取引参加者が国内の他の<u>証券取引所</u>の会員又は取引参加者である場合は、当該<u>証券取引所</u>と共同して<u>審査を行うことができる</u>。</p>

取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>(別表) 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p>			<p>(別表) 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p>		
	銘柄	顧客		銘柄	顧客
1～4	(略)	(略)	1～4	(略)	(略)
5	当該取引参加者が売買を行った全ての銘柄	金融商品取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客	5	当該取引参加者が売買を行った全ての銘柄	証券取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客
6	(略)	(略)	6	(略)	(略)
<p>(注) 1. (略)</p> <p>2. 法第2条第8項第12号口の投資一任契約及び「<u>金融商品取引業等に関する内閣府令</u>」(平成19年内閣府令第52号)第123条第13号イからホに掲げる行為については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p> <p>3. (略)</p>			<p>(注) 1. (略)</p> <p>2. 法第34条第2項第1号の投資一任契約及び「<u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令</u>」(昭和40年大蔵省令第60号)第1条第1項各号に掲げる契約に基づいて行う売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p> <p>3. (略)</p>		
付 則					
この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。					

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 派生商品とは、株価指数（国内の金融商品取引所に上場されている多数の株券の価格の水準を総合的に表したものに限る。以下同じ。）に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「株価指数先物取引」という。）、株価指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「株価指数オプション取引」という。）及び株価指数に係る店頭デリバティブ取引並びにその他配当、利子、分配金又は償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、株価指数の数値又は株価指数先物取引の値段に応じて算出される証券又は証書（外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含む。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 派生商品とは、株価指数（国内の証券取引所に上場されている多数の株券の価格の水準を総合的に表したものに限る。以下同じ。）に係る有価証券指数等先物取引（外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下「株価指数先物取引」という。）、株価指数に係る有価証券オプション取引（外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下「株価指数オプション取引」という。）及び株価指数に係る有価証券店頭デリバティブ取引並びにその他配当、利子、分配金又は償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、株価指数の数値又は株価指数先物取引の値段に応じて算出される証券又は証書（外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含む。）をいう。</p>
2 (略)	2 (略)
<p>3 取引参加者の子会社・親会社とは、取引参加者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社を</p>	<p>3 取引参加者の子会社・親会社とは、取引参加者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社を</p>

<p>いう。以下同じ。)である<u>外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人</u>をいう。この場合において、取引参加者の子会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなし、他の会社が取引参加者の親会社の親会社である場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。</p>	<p>いう。以下同じ。)である<u>外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行</u>をいう。この場合において、取引参加者の子会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなし、他の会社が取引参加者の親会社の親会社である場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。</p>
<p>4 株式現物市場とは、株券の売買のために国内の<u>金融商品取引所</u>が開設する<u>取引所金融商品市場</u>をいう。</p>	<p>4 株式現物市場とは、株券の売買のために国内の<u>証券取引所</u>が開設する<u>取引所有価証券市場</u>をいう。</p>
<p>5 派生商品市場とは、派生商品の取引のために開設される<u>取引所金融商品市場</u>又は<u>外国金融商品市場</u>をいう。</p>	<p>5 派生商品市場とは、派生商品の取引のために開設される<u>取引所有価証券市場</u>又は<u>外国有価証券市場</u>をいう。</p>
<p>6 株券オプション等とは、株券オプション(上場株券の売買に係る<u>法第2条第21項第3号に掲げる取引</u>(<u>外国金融商品市場等</u>において行われる類似の取引を含む。))及び店頭オプション取引の対象となる株券オプション並びに当該株券オプションに類似するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)、あらかじめ定められた方法に従い上場株券の価格に応じて算出される額の金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利又は配当、利子、分配金若しくは償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、上場株券の価格に応じて算出される証券若しくは証書に係る権利をいう。</p>	<p>6 株券オプション等とは、株券オプション(上場株券の売買に係る<u>有価証券オプション取引</u>(<u>外国の有価証券市場等</u>において行われる類似の取引を含む。))及び<u>有価証券店頭オプション</u>取引の対象となる株券オプション並びに当該株券オプションに類似するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)、あらかじめ定められた方法に従い上場株券の価格に応じて算出される額の金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利又は配当、利子、分配金若しくは償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、上場株券の価格に応じて算出される証券若しくは証書に係る権利をいう。</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>(二つの市場にまたがる取引等に関する行為) 第4条 前条第1号に規定する二つの市場にまたがる取引等に関する行為とは、取引参加者が、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若し</p>	<p>(二つの市場にまたがる取引等に関する行為) 第4条 前条第1号に規定する二つの市場にまたがる取引等に関する行為とは、取引参加者が、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若し</p>

くは金融商品取引業を営む関係会社の計算による取引（実質的に投資判断が当該取引参加者に委ねられているものに限る。以下同じ。）等に関して行う次に掲げる行為をいうものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(裁定取引に関する行為)

第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

(1) 東証株価指数(当取引所の上場株券(内国法人の発行する株券(新株予約権証券、優先株及び子会社連動配当株(発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に剰余金配当を支払うことを内容とする種類株をいう。)を除く。)に限る。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものをいう。以下同じ。)が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで(午後立会(半休日においては、午前立会。以下同じ。)終了時まで)に当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで)の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。

(2) 東証株価指数が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて上回った場合において、当該変動幅を超えて上回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価

くは証券業を営む関係会社の計算による取引（実質的に投資判断が当該取引参加者に委ねられているものに限る。以下同じ。）等に関して行う次に掲げる行為をいうものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(裁定取引に関する行為)

第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

(1) 東証株価指数(当取引所の上場株券(内国法人の発行する株券(新株予約権証券、優先株及び子会社連動配当株(発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に剰余金配当を支払うことを内容とする種類株をいう。)を除く。)に限る。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、当取引所が算出するものをいう。以下同じ。)が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで(午後立会(半休日においては、午前立会。以下同じ。)終了時まで)に当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで)の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは証券業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。

(2) 東証株価指数が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて上回った場合において、当該変動幅を超えて上回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価

指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまでの間、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る買付け（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うこと。

2～4（略）

（公開買付けに関する行為）

第6条 第3条第3号に規定する公開買付けに関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

（1） 公開買付けについて公開買付者のために金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等（法第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。）の買付け等（法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。）を行う者（以下「公開買付者の関係者」という。）となる場合に行う次に掲げる行為

a・b（略）

（2）・（3）（略）

（安定操作取引に関する行為）

第7条 第3条第4号に規定する安定操作取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

（1） 募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格

指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまでの間、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは証券業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る買付け（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うこと。

2～4（略）

（公開買付けに関する行為）

第6条 第3条第3号に規定する公開買付けに関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

（1） 公開買付けについて公開買付者のために証券取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等（法第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。）の買付け等（法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。）を行う者（以下「公開買付者の関係者」という。）となる場合に行う次に掲げる行為

a・b（略）

（2）・（3）（略）

（安定操作取引に関する行為）

第7条 第3条第4号に規定する安定操作取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

（1） 募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格

により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下「時価新株予約権証券」という。)又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下「時価新株予約権付社債券」という。)以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)以外の優先出資証券を除く。)の発行者が発行する上場株券(時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券)、上場優先出資証券若しくは上場投資証券(以下「上場株券等」という。)又は上場投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)について、安定操作取引(施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。)をすることができる期間(施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。)内において執行する条件の買付けに関して行う次に掲げる行為(株券の売買に係る有価証券オプション取引における権利行使により成立する株券の買付けの受託を除く。)

a・b (略)

c 安定操作取引に係る有価証券(本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。)の発行者と元引受契約を締結した外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人であることを知りながら、その者から買付け(その者の計算による買付けに限る。)の受託(安定操作取引(dに規定する場合以外の場合にあ

により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下「時価新株予約権証券」という。)又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下「時価新株予約権付社債券」という。)以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)以外の優先出資証券を除く。)の発行者が発行する上場株券(時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券)、上場優先出資証券若しくは上場投資証券(以下「上場株券等」という。)又は上場投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)について、安定操作取引(施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。)をすることができる期間(施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。)内において執行する条件の買付けに関して行う次に掲げる行為(株券の売買に係る有価証券オプション取引における権利行使により成立する株券の買付けの受託を除く。)

a・b (略)

c 安定操作取引に係る有価証券(本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。)の発行者と元引受契約を締結した外国証券業者であることを知りながら、その者から買付け(その者の計算による買付けに限る。)の受託(安定操作取引(dに規定する場合以外の場合にあつては、取引一任契約に基づく安定操作取引

っては、取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。)の受託及び業務規程第67条各号に掲げる買付けの受託を除く。)をする行為

d (略)

(2) 安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う次に掲げる行為(株券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する株券の買付けの受託を除く。)

a 当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価新株予約権証券、投資証券又は時価新株予約権付社債券(安定操作取引に係る有価証券が投資信託受益証券である場合にあっては、当該投資信託受益証券)について買付けの受託又は売付け(証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託、金融商品取引業者への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託

b 当該有価証券の発行者が発行する株券の売買に係る有価証券オプション取引における当該株券の買付けを成立させることができる株券オプションを取得する立場の当事者となる取引又は当該株券の売付けを成立させることができる株券オプションを付与する立場の当事者となる取引の受託(金融商品取引業者からの受託を除く。)

を除く。)の受託及び業務規程第67条各号に掲げる買付けの受託を除く。)をする行為

d (略)

(2) 安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う次に掲げる行為(株券の売買に係る有価証券オプション取引における権利行使により成立する株券の買付けの受託を除く。)

a 当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価新株予約権証券、投資証券又は時価新株予約権付社債券(安定操作取引に係る有価証券が投資信託受益証券である場合にあっては、当該投資信託受益証券)について買付けの受託又は売付け(証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託、証券会社若しくは外国証券会社への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託

b 当該有価証券の発行者が発行する株券の売買に係る有価証券オプション取引における当該株券の買付けを成立させることができる株券オプションを取得する立場の当事者となる取引又は当該株券の売付けを成立させることができる株券オプションを付与する立場の当事者となる取引の受託(証券会社又は外国証券会社からの受託を除く。)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

仲介規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(仲介の却下)</p> <p>第3条 仲介の申出が次の各号のいずれかに該当するときは、当取引所は、仲介を行わないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>認可金融商品取引業協会</u>においてあつせん中の紛争につき仲介を申し出たとき</p> <p>(4) (略)</p> <p>(仲介申出の取下げ)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 申出人が仲介中の紛争につき訴訟の提起又は<u>認可金融商品取引業協会</u>にあつせんの申立てを行うときは、申出人は、その提起又は申立て前に仲介の申出を取り下げなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(仲介の却下)</p> <p>第3条 仲介の申出が次の各号のいずれかに該当するときは、当取引所は、仲介を行わないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>証券業協会</u>においてあつせん中の紛争につき仲介を申し出たとき</p> <p>(4) (略)</p> <p>(仲介申出の取下げ)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 申出人が仲介中の紛争につき訴訟の提起又は<u>証券業協会</u>にあつせんの申立てを行うときは、申出人は、その提起又は申立て前に仲介の申出を取り下げなければならない。</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券(内国株券(内国法人の発行する株券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))及び外国株券(外国法人の発行する株券及び外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株主(優先出資証券の場合には優先出資者をいい、外国株券の場合には上場株券(外国株預託証券にあっては、上場預託証券)の当取引所の市場における売買単位以上の株式(外国株預託証券にあっては、預託証券)を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者(当該上場株券が、外国の<u>金融商品取引所</u>等(有価証券上場規程第3条第3項第2号bに規定する外国の<u>金融商品取引所</u>等をいう。以下同じ。))において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場されているときは、外国に住所又は居所を有する者を含む。)をいう。以下同じ。))の数(内国株券の場合には、所有する株式(優先出資を含む。以下同じ。))の数の多い順に10名の株主(株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)に規定する明らかに固定的所有でない認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社(上場株券の発行者(預託証券の場合は、</p>	<p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券(内国株券(内国法人の発行する株券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))及び外国株券(外国法人の発行する株券及び外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株主(優先出資証券の場合には優先出資者をいい、外国株券の場合には上場株券(外国株預託証券にあっては、上場預託証券)の当取引所の市場における売買単位以上の株式(外国株預託証券にあっては、預託証券)を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者(当該上場株券が、外国の<u>証券取引所</u>等(有価証券上場規程第3条第3項第2号bに規定する外国の<u>証券取引所</u>等をいう。以下同じ。))において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場されているときは、外国に住所又は居所を有する者を含む。)をいう。以下同じ。))の数(内国株券の場合には、所有する株式(優先出資を含む。以下同じ。))の数の多い順に10名の株主(株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)に規定する明らかに固定的所有でない認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社(上場株券の発行者(預託証券の場合は、当該預託証券</p>

当該預託証券に表示される権利に係る有価証券を発行する者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下「株主数」という。)が、次の上場株式数の区分に従い、当該区分に定める人数以上であるとき。ただし、上場株券の最近の投資単位(1単位当たりの価格をいう。以下同じ。)が10万円以上50万円未満である内国株券の場合には、当該人数の2分の1の人数(1,100人を下限とする。)以上であるときとし、当該投資単位が10万円未満である内国株券の場合には、1,100人以上であるときとし、外国株券の場合には、1,100人以上であるときとする。

a ~ c (略)

(4) 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高等が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a (略)

b 当取引所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている株券について、当該他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が50単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の40%以上であるとき。ただし、外国株券の場合は、当取引所に上場されており、かつ、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券について、当該国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等のいずれかにおける月平

に表示される権利に係る有価証券を発行する者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下「株主数」という。)が、次の上場株式数の区分に従い、当該区分に定める人数以上であるとき。ただし、上場株券の最近の投資単位(1単位当たりの価格をいう。以下同じ。)が10万円以上50万円未満である内国株券の場合には、当該人数の2分の1の人数(1,100人を下限とする。)以上であるときとし、当該投資単位が10万円未満である内国株券の場合には、1,100人以上であるときとし、外国株券の場合には、1,100人以上であるときとする。

a ~ c (略)

(4) 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高等が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a (略)

b 当取引所及び国内の他の証券取引所に上場されている株券について、当該他の証券取引所のいずれかにおける月平均売買高が100単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が50単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の40%以上であるとき。ただし、外国株券の場合は、当取引所に上場されており、かつ、国内の他の証券取引所又は外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されている株券について、当該国内の他の証券取引所又は外国の証券取引所等のいずれかにおける月平均売買高が100単位以

均売買高が100単位以上であり、かつ、
値付日数が立会日数の80%以上である場
合は、当取引所の市場における月平均売買
高が50単位以上であり、かつ、値付日数
が立会日数の40%以上であるとき。

(5)～(11) (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基
準第4条第5項第1号から第4号までのいづれ
か又は第6条第4項第1号から第4号までのい
づれかの規定の適用を受けて上場される株券
(これらの規定に定める行為の当事者の発行す
る株券が制度信用銘柄である場合に限る。)に
対する最初の選定審査においては、第1号及び
第2号に適合するときに、これを制度信用銘柄
に選定するものとする。ただし、当該株券が外
国株券であって、かつ、当該株券の発行者が同
基準第4条第5項第1号及び第6条第4項第1
号に定める存続会社の親会社又は同基準第4条
第5項第3号及び第6条第4項第3号に定める
当該他の会社の親会社である場合には、当該株
券に対する最初の選定審査においては、次の各
号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選
定するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末
日からさかのぼって原則として6か月間にお
ける国内の他の金融商品取引所又は外国の金
融商品取引所等のいずれかにおける月平均売
買高が100単位以上であり、かつ、値付日
数が立会日数の80%以上である銘柄である
とき。なお、上場株券の市場第一部銘柄指定
基準の取扱い3.(4)cの規定は、この場合
における売買高について準用する。この場合
において同c中「直前事業年度の末日を含む
月の末日」とあるのは「上場日を含む月の前

上であり、かつ、値付日数が立会日数の8
0%以上である場合は、当取引所の市場に
おける月平均売買高が50単位以上であ
り、かつ、値付日数が立会日数の40%以
上であるとき。

(5)～(11) (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基
準第4条第5項第1号から第4号までのいづれ
か又は第6条第4項第1号から第4号までのい
づれかの規定の適用を受けて上場される株券
(これらの規定に定める行為の当事者の発行す
る株券が制度信用銘柄である場合に限る。)に
対する最初の選定審査においては、第1号及び
第2号に適合するときに、これを制度信用銘柄
に選定するものとする。ただし、当該株券が外
国株券であって、かつ、当該株券の発行者が同
基準第4条第5項第1号及び第6条第4項第1
号に定める存続会社の親会社又は同基準第4条
第5項第3号及び第6条第4項第3号に定める
当該他の会社の親会社である場合には、当該株
券に対する最初の選定審査においては、次の各
号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選
定するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末
日からさかのぼって原則として6か月間にお
ける国内の他の証券取引所又は外国の証券取
引所等のいずれかにおける月平均売買高が1
00単位以上であり、かつ、値付日数が立会
日数の80%以上である銘柄であるとき。な
お、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取
扱い3.(4)cの規定は、この場合における
売買高について準用する。この場合において
同c中「直前事業年度の末日を含む月の末日」
とあるのは「上場日を含む月の前月の末日」

月の末日」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から当取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。なお、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2.(4)bの規定は、この場合における内国株券の売買高について準用し、同取扱い3.(4)cの規定は、この場合における外国株券の売買高について準用する。この場合において同取扱い2.(4)b及び3.(4)c中「直前事業年度の末日を含む月の末日」とあるのは「上場日を含む月の前月の末日」と読み替えるものとする。

8 第1項の規定にかかわらず、市場第二部銘柄及びマザーズに上場された銘柄(国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。)に対する上場後最初の選定審査においては、当該銘柄が内国株券の場合は当該銘柄の株主数が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号bに適合し、かつ当該銘柄が第1項第2号及び第5号から第11号までの各号(市場第二部銘柄にあつては、第5号及び第6号を除く。)に適合するときに、これを制度信用銘柄

と読み替えるものとする。

5・6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の証券取引所における上場の日から当取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の証券取引所のいずれかにおける月平均売買高が100単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。なお、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2.(4)bの規定は、この場合における内国株券の売買高について準用し、同取扱い3.(4)cの規定は、この場合における外国株券の売買高について準用する。この場合において同取扱い2.(4)b及び3.(4)c中「直前事業年度の末日を含む月の末日」とあるのは「上場日を含む月の前月の末日」と読み替えるものとする。

8 第1項の規定にかかわらず、市場第二部銘柄及びマザーズに上場された銘柄(国内の他の証券取引所に上場されていた銘柄を除く。)に対する上場後最初の選定審査においては、当該銘柄が内国株券の場合は当該銘柄の株主数が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号bに適合し、かつ当該銘柄が第1項第2号及び第5号から第11号までの各号(市場第二部銘柄にあつては、第5号及び第6号を除く。)に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定

に選定するものとし、当該銘柄が外国株券の場合は当該銘柄の株主数が2,200人以上であり、かつ当該銘柄が第1項第2号及び第5号から第11号までの各号(市場第二部銘柄にあっては、第5号及び第6号を除く。)に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号b中「最近の基準日等において、次の」とあるのは「、次の」と読み替えるものとする。なお、株券上場審査基準の取扱い2.(2)bの規定は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号bに規定する株主数及び外国株券の株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)dの(b)の規定は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号bに規定する上場株券の最近の投資単位について、それぞれ準用する。

9 (略)

(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の2 不動産投資信託証券(投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 各銘柄の計算期間又は営業期間の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高等が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a (略)

b 当取引所及び国内の他の金融商品取引所

するものとし、当該銘柄が外国株券の場合は当該銘柄の株主数が2,200人以上であり、かつ当該銘柄が第1項第2号及び第5号から第11号までの各号(市場第二部銘柄にあっては、第5号及び第6号を除く。)に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号b中「最近の基準日等において、次の」とあるのは「、次の」と読み替えるものとする。なお、株券上場審査基準の取扱い2.(2)bの規定は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号bに規定する株主数及び外国株券の株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)dの(b)の規定は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号bに規定する上場株券の最近の投資単位について、それぞれ準用する。

9 (略)

(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の2 不動産投資信託証券(投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 各銘柄の計算期間又は営業期間の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高等が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a (略)

b 当取引所及び国内の他の証券取引所に上

に上場されている不動産投資信託証券について、当該他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が50口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の40%以上であるとき。

(5) その銘柄について作成された最近の損益及び剰余金計算書又は損益計算書において、投資信託受益証券の場合には、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第51条第1項により記載される「当期純利益金額」を、投資証券の場合には、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第53条第1項により記載される「当期純利益金額」が計上されている銘柄であるとき。

(6)～(11) (略)

2～6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券（以下「他市場上場不動産投資信託証券」という。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から当取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の金融商品取引所のいずれかに

場されている不動産投資信託証券について、当該他の証券取引所のいずれかにおける月平均売買高が100口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が50口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の40%以上であるとき。

(5) その銘柄について作成された最近の損益及び剰余金計算書又は損益計算書において、投資信託受益証券の場合には、投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成12年総理府令第133号）第51条第3項により記載される「当期利益」を、投資証券の場合には、投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成12年総理府令第134号）第56条第3項により記載される「当期利益」が計上されている銘柄であるとき。

(6)～(11) (略)

2～6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券（以下「他市場上場不動産投資信託証券」という。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の証券取引所における上場の日から当取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の証券取引所のいずれかにおけ

おける月平均売買高が100口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。

8 第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査において、当該銘柄の受益者数又は投資主数が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第2号bに適合し、当該銘柄が第1項第2号、第5号（当該銘柄について、損益及び剰余金計算書又は損益計算書が作成されていない場合には、第3項第3号）及び第7号から第11号までの各号に適合する場合には、これを制度信用銘柄に選定するものとする。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第2号bの規定中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「最近の基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と、「株式数」とあるのは「受益口数又は投資口数」と、「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「単位」とあるのは「口」と読み替えるものとする。なお、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第2号bに規定する最近の投資単位とは、上場に際して公募又は売出しを行う場合においては、当該公募又は売出しの価格とし、それ以外の場合においては、当取引所が適当と認める価格とする。

9 （略）

（株券に係る貸借銘柄の選定基準）

第3条 （略）

2～8 （略）

9 第1項の規定にかかわらず、市場第二部銘柄及びマザーズに上場された銘柄（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、当

る月平均売買高が100口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。

8 第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券（国内の他の証券取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査において、当該銘柄の受益者数又は投資主数が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第2号bに適合し、当該銘柄が第1項第2号、第5号（当該銘柄について、損益及び剰余金計算書又は損益計算書が作成されていない場合には、第3項第3号）及び第7号から第11号までの各号に適合する場合には、これを制度信用銘柄に選定するものとする。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第2号bの規定中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「最近の基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と、「株式数」とあるのは「受益口数又は投資口数」と、「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「単位」とあるのは「口」と読み替えるものとする。なお、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第2号bに規定する最近の投資単位とは、上場に際して公募又は売出しを行う場合においては、当該公募又は売出しの価格とし、それ以外の場合においては、当取引所が適当と認める価格とする。

9 （略）

（株券に係る貸借銘柄の選定基準）

第3条 （略）

2～8 （略）

9 第1項の規定にかかわらず、市場第二部銘柄及びマザーズに上場された銘柄（国内の他の証券取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、当該銘

該銘柄が内国株券の場合は当該銘柄の株主数が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号bに適合し、かつ当該銘柄が第1項第1号及び第4号から第11号までの各号（市場第二部銘柄にあっては、第4号及び第5号を除く。）に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとし、当該銘柄が外国株券の場合は当該銘柄の株主数が2,200人以上であり、かつ当該銘柄が第1項第1号及び第4号から第11号までの各号（市場第二部銘柄にあっては、第4号及び第5号を除く。）に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号b中「最近の基準日等において、次の」とあるのは「、次の」と読み替えるものとする。なお、株券上場審査基準の取扱い2.(2)bの規定は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号bに規定する株主数及び外国株券の株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)dの(b)の規定は、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号bに規定する上場株券の最近の投資単位について、それぞれ準用する。

（不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準）

第3条の2（略）

2～8（略）

9 第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査において、当該銘柄の受益者数又は投資主数が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第2号bに適合し、当該銘柄が第1項第1号及び第6号から第11号までの各号に適合する場合には、これを貸借銘柄に選定するものと

柄が内国株券の場合は当該銘柄の株主数が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号bに適合し、かつ当該銘柄が第1項第1号及び第4号から第11号までの各号（市場第二部銘柄にあっては、第4号及び第5号を除く。）に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとし、当該銘柄が外国株券の場合は当該銘柄の株主数が2,200人以上であり、かつ当該銘柄が第1項第1号及び第4号から第11号までの各号（市場第二部銘柄にあっては、第4号及び第5号を除く。）に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号b中「最近の基準日等において、次の」とあるのは「、次の」と読み替えるものとする。なお、株券上場審査基準の取扱い2.(2)bの規定は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号bに規定する株主数及び外国株券の株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)dの(b)の規定は、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第2号bに規定する上場株券の最近の投資単位について、それぞれ準用する。

（不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準）

第3条の2（略）

2～8（略）

9 第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券（国内の他の証券取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査において、当該銘柄の受益者数又は投資主数が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第2号bに適合し、当該銘柄が第1項第1号及び第6号から第11号までの各号に適合する場合には、これを貸借銘柄に選定するものとする。

する。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第2号の規定中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「最近の基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と、「株式数」とあるのは「受益口数又は投資口数」と、「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「単位」とあるのは「口」と読み替えるものとする。なお、第1項第2号に規定する上場不動産投資信託証券の最近の投資単位について、第2条の2第8項後段の規定を準用する。

(選定の時期)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1)～(3) (略)

(4) 第2条第7項及び第2条の2第7項の規定による制度信用銘柄の選定(他市場制度信用銘柄(他市場上場銘柄のうち、他市場制度信用取引(国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該金融商品取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。以下同じ。))を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。)の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券(他市場上場不動産投資信託証券のうち、他市場制度信用取引を行うことができるものをいう。以下同じ。)の選定を除く。)並びに第3条第8項及び第3条の2第8項の規定による貸借銘柄の選定(他市場制度信用銘柄の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券の選定を除く。)

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定さ

この場合において、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第2号の規定中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「最近の基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と、「株式数」とあるのは「受益口数又は投資口数」と、「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「単位」とあるのは「口」と読み替えるものとする。なお、第1項第2号に規定する上場不動産投資信託証券の最近の投資単位について、第2条の2第8項後段の規定を準用する。

(選定の時期)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1)～(3) (略)

(4) 第2条第7項及び第2条の2第7項の規定による制度信用銘柄の選定(他市場制度信用銘柄(他市場上場銘柄のうち、他市場制度信用取引(国内の他の証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該証券取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。以下同じ。))を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。)の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券(他市場上場不動産投資信託証券のうち、他市場制度信用取引を行うことができるものをいう。以下同じ。)の選定を除く。)並びに第3条第8項及び第3条の2第8項の規定による貸借銘柄の選定(他市場制度信用銘柄の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券の選定を除く。)

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定さ

<p>れた日の翌日（休業日に当たるときは、順次 繰り下げる。）</p> <p>（５）・（６）（略）</p> <p>３・４（略）</p> <p>（当取引所が定める上場の態様）</p> <p>第１０条 規程第１５条第１項に規定する当取引 所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。</p> <p>（１） 国内の他の<u>金融商品取引所</u>に対して制 度信用銘柄である銘柄の上場の廃止が申請さ れたこと。</p> <p>（２） 株券又は投資証券が第２条第４項又は 第２条の２第５項の規定の適用を受けて制度 信用銘柄に選定されることとなった場合にお いて、当該株券又は投資証券が、国内の他の <u>金融商品取引所</u>に上場されないこと。</p> <p>（３） 株券又は投資証券が第２条第６項又は 第２条の２第６項の規定の適用を受けて制度 信用銘柄に選定されることとなった場合にお いて、当該株券又は投資証券が、国内の他の <u>金融商品取引所</u>に上場されないこと。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成１９年９月３０日から施 行する。</p>	<p>れた日の翌日（休業日に当たるときは、順次 繰り下げる。）</p> <p>（５）・（６）（略）</p> <p>３・４（略）</p> <p>（当取引所が定める上場の態様）</p> <p>第１０条 規程第１５条第１項に規定する当取引 所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。</p> <p>（１） 国内の他の<u>証券取引所</u>に対して制度信 用銘柄である銘柄の上場の廃止が申請された こと。</p> <p>（２） 株券又は投資証券が第２条第４項又は 第２条の２第５項の規定の適用を受けて制度 信用銘柄に選定されることとなった場合にお いて、当該株券又は投資証券が、国内の他の <u>証券取引所</u>に上場されないこと。</p> <p>（３） 株券又は投資証券が第２条第６項又は 第２条の２第６項の規定の適用を受けて制度 信用銘柄に選定されることとなった場合にお いて、当該株券又は投資証券が、国内の他の <u>証券取引所</u>に上場されないこと。</p>
---	--

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受け権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が当取引所又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている銘柄でない場合にあつては、1単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいい、優先出資証券にあつては1口をいい、外国株預託証券にあつては1証券をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株券(新株式に係る株券をいう。以下同じ。)を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p> <p>別表 権利処理価額等の算出に関する表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 貸借取引の権利処理のために日証金とその</p>	<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受け権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が当取引所又は国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている銘柄でない場合にあつては、1単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいい、優先出資証券にあつては1口をいい、外国株預託証券にあつては1証券をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株券(新株式に係る株券をいう。以下同じ。)を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p> <p>別表 権利処理価額等の算出に関する表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 貸借取引の権利処理のために日証金とその</p>

銘柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合

(1) (略)

(2) 株式無償割当てによる株式を受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式が割り当てられる場合)、新株予約権(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする場合)又は新株予約権の割当てを受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合)

a 権利落の期日において当該異なる種類の株式に係る株券(以下「割当株券」という。)が国内の金融商品取引所に上場されている場合

(旧株券の権利付売買最終日の割当株券最終値段 - 新株式払込額) × 新株式割当率

b (略)

(3) 会社の分割による株式を受ける権利

a 権利落の期日において承継会社株券(分割により事業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。)が国内の金融商品取引所に上場されている場合

分割会社株券(分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。)の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段 × 新株式割当率

b (略)

(4) (略)

(注) (略)

銘柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合

(1) (略)

(2) 株式無償割当てによる株式を受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式が割り当てられる場合)、新株予約権(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする場合)又は新株予約権の割当てを受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合)

a 権利落の期日において当該異なる種類の株式に係る株券(以下「割当株券」という。)が国内の証券取引所に上場されている場合

(旧株券の権利付売買最終日の割当株券最終値段 - 新株式払込額) × 新株式割当率

b (略)

(3) 会社の分割による株式を受ける権利

a 権利落の期日において承継会社株券(分割により事業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。)が国内の証券取引所に上場されている場合

分割会社株券(分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。)の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段 × 新株式割当率

b (略)

(4) (略)

(注) (略)

適時開示に係る宣誓書（内国会社）の一部改正新旧対照表

新	旧
適時開示に係る宣誓書（内国会社）	適時開示に係る宣誓書（内国会社）
平成 年 月 日	平成 年 月 日
株式会社東京証券取引所	株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿	代表取締役社長 殿
本店所在地 _____	本店所在地 _____
会社名 _____ 印	会社名 _____ 印
代表者の	代表者の
役 職	役 職
氏名（署名） _____ 印	氏名（署名） _____ 印
<p>_____ は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な<u>金融商品市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>	<p>_____ は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な<u>証券市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>
付 則	
この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。	

適時開示に係る宣誓書（外国会社）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書（外国会社）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p>代表者の 役 職 氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な<u>金融商品市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書（外国会社）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p>代表者の 役 職 氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な<u>証券市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の3 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第5号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の<u>金融商品取引所</u>の規則に定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>1. の3 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第5号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の<u>証券取引所</u>の規則に定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。</p> <p>(7) (略)</p>
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからiまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がマザーズへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（マザーズへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であつて、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場され</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからiまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がマザーズへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（マザーズへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であつて、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されてい</p>

ている株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社」という。）若しくは外国会社である場合、株券上場審査基準第4条第5項若しくは第6条第4項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）又は同項第4号に規定する「第7号様式」（「第二部」及び「第四部」）に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第7号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）又は「第7号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」又は「第7号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」又は同項第4号に規定する「第7号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

る株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社」という。）若しくは外国会社である場合、株券上場審査基準第4条第5項若しくは第6条第4項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）又は同項第3号に規定する「第7号様式」（「第二部」及び「第四部」）に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第7号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）又は「第7号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」又は「第7号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」又は同項第3号に規定する「第7号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c ~ i (略)

(2) の 2 ~ (4) (略)

(5) 第 11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、マザーズへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a ~ n (略)

nの2 上場申請に係る有価証券が国内の金融商品取引所に上場されている内国株券以外の内国株券である場合において、次の

(a)又は(b)に該当するときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(a)・(b) (略)

nの3 ~ o (略)

(6) 前(5)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、マザーズへの新規上場申請者は、b及びhに規定する書類については、添付を要しない。

a ~ g (略)

h 上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する預託証券又は上場申請に係る預託証券若しくは当該預託証券に表示される権利に係る株券が国内の金融商品取引所又は第3条第3項第2号bに定める外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(7) (略)

c ~ i (略)

(2) の 2 ~ (4) (略)

(5) 第 11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、マザーズへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a ~ n (略)

nの2 上場申請に係る有価証券が国内の証券取引所に上場されている内国株券以外の内国株券である場合において、次の(a)

又は(b)に該当するときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(a)・(b) (略)

nの3 ~ o (略)

(6) 前(5)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、マザーズへの新規上場申請者は、b及びhに規定する書類については、添付を要しない。

a ~ g (略)

h 上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する預託証券又は上場申請に係る預託証券若しくは当該預託証券に表示される権利に係る株券が国内の証券取引所又は第3条第3項第2号bに定める外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(7) (略)

17. 第12条の6（申請によらない上場市場の変更）関係

（1）・（2）（略）

（3）株券上場廃止基準の取扱い1.（9）

aの規定は、（1）及び前（2）の当取引所が定める行為について準用する。この場合において、（1）の当取引所が定める行為については、同取扱い1.（10）a中「非上場会社」とあるのは「マザーズの上場会社」と、前（2）の当取引所が定める行為については、同取扱い1.（10）a中「非上場会社」とあるのは「上場会社（マザーズの上場会社を除く。）」と読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

17. 第12条の6（申請によらない上場市場の変更）関係

（1）・（2）（略）

（3）株券上場廃止基準の取扱い1.（10）

aの規定は、（1）及び前（2）の当取引所が定める行為について準用する。この場合において、（1）の当取引所が定める行為については、同取扱い1.（10）a中「非上場会社」とあるのは「マザーズの上場会社」と、前（2）の当取引所が定める行為については、同取扱い1.（10）a中「非上場会社」とあるのは「上場会社（マザーズの上場会社を除く。）」と読み替えるものとする。

新規上場料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株の上場に係る料金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 上場外国会社(その発行する上場外国株券又は上場外国株預託証券が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社に限る。)は、新株の上場に係る料金として、1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数のうち本邦内における募集に伴い上場する株式数(他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権若しくは株式買取証書の買取権の行使等により、上場する株式数を含む。)を乗じて得た金額(上場株券及び当該株券に係る権利を表示する預託証券が<u>外国の金融商品取引所等</u>において上場又は継続的に取引されていない場合には、1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額)の万分の0.18に相当する金額を、原則として、当該新株の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>3～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(新株の上場に係る料金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 上場外国会社(その発行する上場外国株券又は上場外国株預託証券が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社に限る。)は、新株の上場に係る料金として、1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数のうち本邦内における募集に伴い上場する株式数(他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権若しくは株式買取証書の買取権の行使等により、上場する株式数を含む。)を乗じて得た金額(上場株券及び当該株券に係る権利を表示する預託証券が<u>外国の証券取引所等</u>において上場又は継続的に取引されていない場合には、1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額)の万分の0.18に相当する金額を、原則として、当該新株の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>3～8 (略)</p>

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次の各号に掲げる株券（外国株券を除き、優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13．（2）の規定は適用しない。）</p> <p>（1） 上場会社が他の上場会社又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券 吸収合併がその効力を生ずる日</p> <p>（2）～（7）（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>次の各号に掲げる株券（外国株券を除き、優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13．（2）の規定は適用しない。）</p> <p>（1） 上場会社が他の上場会社又は国内の他の<u>証券取引所</u>に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券 吸収合併がその効力を生ずる日</p> <p>（2）～（7）（略）</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p> <p>イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されて</p>	<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p> <p>イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の<u>証券取引所</u>に上場されている</p>

いること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

□ （略）

e （略）

(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ同(2)dに掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国及び上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する預託証券又は上場申請に係る預託証券若しくは当該預託証券に表示される権利に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとし、当該外国会社の発行する外国株券又は外国株預託証券が、当取引所以外を主たる市場とするものであって、当該主たる市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する法制度及び規則の整備及び運営の状況等に照らして当取引所が適当と認める場合には、当該基準の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

a ~ d （略）

(4) （略）

こと（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

□ （略）

e （略）

(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ同(2)dに掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国及び上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する預託証券又は上場申請に係る預託証券若しくは当該預託証券に表示される権利に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとし、当該外国会社の発行する外国株券又は外国株預託証券が、当取引所以外を主たる市場とするものであって、当該主たる市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する法制度及び規則の整備及び運営の状況等に照らして当取引所が適当と認める場合には、当該基準の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

a ~ d （略）

(4) （略）

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でないと認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ (略)

ロ 信託業務を営む銀行、金融商品取引業者その他の投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する株式

ハ 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する株式のうち信用取引に係る株式

ニ～ヌ (略)

(b)～(f) (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でないと認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ (略)

ロ 信託業務を営む銀行、証券会社その他の投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する株式

ハ 証券金融会社又は証券会社若しくは外国証券会社が所有する株式のうち信用取引に係る株式

ニ～ヌ (略)

(b)～(f) (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売

出しに関し元引受契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者（以下「元引受取引参加者」という。）は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。（以下この（２）において同じ。）

□～二（略）

（b） 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う金融商品取引業者である当取引所の取引参加者（以下「立会外分売取扱取引参加者」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

□・八（略）

（c） 上場申請に係る株券又は優先出資

出しに関し元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者（以下「元引受取引参加者」という。）は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。（以下この（２）において同じ。）

□～二（略）

（b） 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者（以下「立会外分売取扱取引参加者」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

□・八（略）

（c） 上場申請に係る株券又は優先出資

証券の公募又は売出しについて当取引所の取引参加者以外の金融商品取引業者（以下「非取引参加者金融商品取引業者」という。）又は外国証券業者が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（当取引所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非取引参加者金融商品取引業者（当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者が、同時に上場申請を行った国内の金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を主たる金融商品取引所として指定し、当取引所に通知した場合であって、当該指定に係る金融商品取引所（以下「指定金融商品取引所」という。）が当取引所以外の金融商品取引所であるときは、当該金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者に限る。）又は外国証券業者（当取引所が指定証券取引所となる場合に元引受契約等を締結する外国証券業者に限る。）との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受取引参加者への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを当取引所に提出したときは、当該契約を締結する非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者が引き受け又は取り扱う株主等の状況について、（a）に規定する「公募又は売出予定書」及び

証券の公募又は売出しについて当取引所の取引参加者以外の証券会社若しくは外国証券会社（以下「非取引参加者証券会社」という。）又は外国証券業者（外国証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。）が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（当取引所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非取引参加者証券会社（当取引所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者が、同時に上場申請を行った国内の証券取引所のうちいずれか1か所の証券取引所を主たる証券取引所として指定し、当取引所に通知した場合であって、当該指定に係る証券取引所（以下「指定証券取引所」という。）が当取引所以外の証券取引所であるときは、当該証券取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者証券会社に限る。）又は外国証券業者（当取引所が指定証券取引所となる場合に元引受契約等を締結する外国証券業者に限る。）との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受取引参加者への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを当取引所に提出したときは、当該契約を締結する非取引参加者証券会社又は外国証券業者が引き受け又は取り扱う株主等の状況について、（a）に規定する「公募又は売出予定書」

「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

- c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

(略)

(b) (略)

- d 第2号bただし書に規定する新規上場申請者の株券の投資単位は、次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところによる。

(a) 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

上場申請日の前日からさかのぼって1年間における当該株券の日々の最終価格(当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における最終価格をいう。以下この(a)において同じ。)をもとに算出した1単位当たり価格の平均と、上場申請日の前日における当該株券の最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の国内の金融商品取引所における最終価格)をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格を用いるものとする。

(b) (略)

及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

- c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

(略)

(b) (略)

- d 第2号bただし書に規定する新規上場申請者の株券の投資単位は、次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところによる。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

上場申請日の前日からさかのぼって1年間における当該株券の日々の最終価格(当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における最終価格をいう。以下この(a)において同じ。)をもとに算出した1単位当たり価格の平均と、上場申請日の前日における当該株券の最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の国内の証券取引所における最終価格)をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格を用いるものとする。

(b) (略)

e 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の金融商品取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事取引参加者が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの（a）八、（b）八又は（c）の規定に基づき新規上場申請者、元引受取引参加者又は立会外分売取扱取引参加者が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の（a）及び（b）に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

（a）・（b）（略）

f（略）

（3） 上場時価総額

第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券）の発行者である新規上場申請者

（a） 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当該取引所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されて

e 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事取引参加者が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの（a）八、（b）八又は（c）の規定に基づき新規上場申請者、元引受取引参加者又は立会外分売取扱取引参加者が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の（a）及び（b）に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

（a）・（b）（略）

f（略）

（3） 上場時価総額

第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の証券取引所に上場されている株券（外国会社の場合には、国内の証券取引所又は外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されている株券）の発行者である新規上場申請者

（a） 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当該取引所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されて

いる国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次の（b）において同じ。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

（b）（略）

b（略）

（4）～（6）（略）

（7）時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第3号に規定する上場時価総額に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

b～g（略）

（8）～（10）（略）

（11）株式の譲渡制限

第11号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合（bにあつては実質株主名簿への記載をしない場合を含む。）又は法第103条の2第1項の規定により議決権の取得又は保有を制限されている場合をいうものとする。

a～c（略）

3. 第4条（上場審査基準）第2項関係

（1）上場株式数

a（略）

b 第1号に規定する「当取引所の市場にお

いる国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次の（b）において同じ。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

（b）（略）

b（略）

（4）～（6）（略）

（7）時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第3号に規定する上場時価総額に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の証券取引所に上場されているもの又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

b～g（略）

（8）～（10）（略）

（11）株式の譲渡制限

第11号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合（bにあつては実質株主名簿への記載をしない場合を含む。）又は法第103条第1項の規定により議決権の取得又は保有を制限されている場合をいうものとする。

a～c（略）

3. 第4条（上場審査基準）第2項関係

（1）上場株式数

a（略）

b 第1号に規定する「当取引所の市場にお

ける売買単位」は、原則として次の（a）から（f）までに定める上場申請日の前2週間以内の日からさかのぼって1年間の外国の金融商品取引所等における毎日の終値の平均又は気配相場の平均（外国の金融商品取引所等における終値又は気配相場がない銘柄については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う株券の公募又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して当取引所がその都度定める価格）の区分に従い、当該（a）から（f）までに定めるところによるものとする。

（a）～（f）（略）

c（略）

（2）本邦内株主数

a 第2号に規定する「本邦内株主」とは、上場申請に係る株券の当取引所の市場における売買単位以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者（上場申請に係る株券等が、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、外国に住所又は居所を有する者を含む。）で、新規上場申請者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者（払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。）以外の者をいうものとする。

b（略）

（3）・（4）（略）

ける売買単位」は、原則として次の（a）から（f）までに定める上場申請日の前2週間以内の日からさかのぼって1年間の外国の証券取引所等における毎日の終値の平均又は気配相場の平均（外国の証券取引所等における終値又は気配相場がない銘柄については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う株券の公募又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して当取引所がその都度定める価格）の区分に従い、当該（a）から（f）までに定めるところによるものとする。

（a）～（f）（略）

c（略）

（2）本邦内株主数

a 第2号に規定する「本邦内株主」とは、上場申請に係る株券の当取引所の市場における売買単位以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者（上場申請に係る株券等が、外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、外国に住所又は居所を有する者を含む。）で、新規上場申請者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者（払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。）以外の者をいうものとする。

b（略）

（3）・（4）（略）

7. 第5条（マザーズへの上場審査）関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。）及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このcにおいて同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、a及び前bに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該株券又

7. 第5条（マザーズへの上場審査）関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。）及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このcにおいて同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、a及び前bに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること（当該株券又は当

は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

□ (略)

d (略)

(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ同(1)aからdまでに掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a 第1号関係

上場申請に係る株券又は外国株預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に次に掲げる事項が記載されていること。

(a) (略)

(b) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する金融商品取引業者との間において、上場後の一定期間におけるこれらの有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容

b (略)

該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

□ (略)

d (略)

(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ同(1)aからdまでに掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a 第1号関係

上場申請に係る株券又は外国株預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に次に掲げる事項が記載されていること。

(a) (略)

(b) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する証券会社との間において、上場後の一定期間におけるこれらの有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容

b (略)

(3) (略)

8. 第6条(マザーズへの上場審査基準)第1項
関係

(1) 株式の分布状況

a 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、上場申請に係る株券の公募又は公募及び売出し(以下この(1)及び(2)において「上場に係る公募等」という。)の内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。(以下この(1)において同じ。)

b~d (略)

e 2.(2)bの(c)の規定は、上場に係る公募等について非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者が元引受契約等を締結する場合について準用する。

f・g (略)

(2)~(4) (略)

8. の2 第6条(マザーズへの上場審査基準)
第2項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1号において審査対象とする公募又は公募及び売出しは、新規上場申請者が本邦内において行うものに限るものとする。ただ

(3) (略)

8. 第6条(マザーズへの上場審査基準)第1項
関係

(1) 株式の分布状況

a 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、上場申請に係る株券の公募又は公募及び売出し(以下この(1)及び(2)において「上場に係る公募等」という。)の内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。(以下この(1)において同じ。)

b~d (略)

e 2.(2)bの(c)の規定は、上場に係る公募等について非取引参加者証券会社又は外国証券業者が元引受契約等を締結する場合について準用する。

f・g (略)

(2)~(4) (略)

8. の2 第6条(マザーズへの上場審査基準)
第2項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1号において審査対象とする公募又は公募及び売出しは、新規上場申請者が本邦内において行うものに限るものとする。ただ

し、上場申請に係る株券又は外国株預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、この限りでない。

(4) (略)

(5) 3.(4)の規定は、第2号の場合に準用する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

し、上場申請に係る株券又は外国株預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、この限りでない。

(4) (略)

(5) 3.(4)及び(5)の規定は、第2号の場合に準用する。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者並びに外国会社を除く。以下同じ。)の発行する株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式(優先出資を含む。以下同じ。)の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当等について、必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者並びに外国会社を除く。以下同じ。)の発行する株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式(優先出資を含む。以下同じ。)の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当等について、必要な事項を定める。</p>
<p>(公募又は売出予定書の提出)</p> <p>第2条 新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し(以下「上場前の公募等」という。)を行う場合には、新規上場申請者及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する<u>金融商品取引業者</u>(<u>第一種金融商品取引業を行う者に限る</u>。以下同じ。)である当取引所の取引参加者(以下「元引受取引参加者」という。)は、上場申請後遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を当取引所に提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する<u>金融商品取引業者</u>である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用す</p>	<p>(公募又は売出予定書の提出)</p> <p>第2条 新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し(以下「上場前の公募等」という。)を行う場合には、新規上場申請者及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する<u>証券会社</u>(<u>外国証券会社を含む。以下同じ。</u>)である当取引所の取引参加者(以下「元引受取引参加者」という。)は、上場申請後遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を当取引所に提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する<u>証券会社</u>である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。(以下この規則において同じ。)</p>

る。(以下この規則において同じ。)

2 (略)

(委託販売に係る事務の委託)

第6条 元引受取引参加者は、上場前の公募等についてブック・ビルディングを行う場合であつて、元引受取引参加者以外の金融商品取引業者(当該上場前の公募等について第8条に規定する当取引所が必要と認める事項を内容とする契約又は第9条に規定する当取引所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結した金融商品取引業者及びこれらの契約と同種の契約を国内の他の金融商品取引所の会員又は取引参加者と締結した金融商品取引業者を除く。)に当該上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを行わせるときは、当該募集又は売出しの取扱いに関し、当取引所が適当と認める事務を当取引所に委託することができる。

(非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第8条 上場前の公募等について当取引所の取引参加者以外の金融商品取引業者(以下「非取引参加者金融商品取引業者」という。)又は外国証券業者が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(当取引所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請者は、当該非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者とこの規則の趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結につい

2 (略)

(委託販売に係る事務の委託)

第6条 元引受取引参加者は、上場前の公募等についてブック・ビルディングを行う場合であつて、元引受取引参加者以外の証券会社(当該上場前の公募等について第8条に規定する当取引所が必要と認める事項を内容とする契約又は第9条に規定する当取引所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結した証券会社及びこれらの契約と同種の契約を国内の他の証券取引所の会員又は取引参加者と締結した証券会社を除く。)に当該上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを行わせるときは、当該募集又は売出しの取扱いに関し、当取引所が適当と認める事務を当取引所に委託することができる。

(非取引参加者証券会社等による元引受契約等の締結の取扱い)

第8条 上場前の公募等について当取引所の取引参加者以外の証券会社(以下「非取引参加者証券会社」という。)又は外国証券業者(外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。)が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(当取引所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請者は、当該非取引参加者証券会社又は外国証券業者とこの規則の趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締

て当取引所が適当と認める書面を当取引所に提出するものとする。

(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等)

第9条 前条の規定にかかわらず、当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者の上場前の公募等について当該他の金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者(次条第1項の規定により当取引所以外の金融商品取引所を指定した場合には、当該指定に係る金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者に限る。以下この条において同じ。)が元引受契約等を締結する場合には、当該新規上場申請者は、当該非取引参加者金融商品取引業者と当該上場前の公募等について当取引所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について当取引所が適当と認める書面を当取引所に提出するものとする。

(上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等)

第10条 当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者は、同時に上場申請を行った国内の金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を、上場前の公募等に関し主たる事務を取り扱う金融商品取引所として指定するものとし、これを当取引所に通知するものとする。

2 新規上場申請者及び元引受取引参加者が、前

結した新規上場申請者は、当該契約の締結について当取引所が適当と認める書面を当取引所に提出するものとする。

(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等)

第9条 前条の規定にかかわらず、当取引所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者の上場前の公募等について当該他の証券取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者証券会社(次条第1項の規定により当取引所以外の証券取引所を指定した場合には、当該指定に係る証券取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者証券会社に限る。以下この条において同じ。)が元引受契約等を締結する場合には、当該新規上場申請者は、当該非取引参加者証券会社と当該上場前の公募等について当取引所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について当取引所が適当と認める書面を当取引所に提出するものとする。

(上場前の公募等に関する証券取引所の指定等)

第10条 当取引所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者は、同時に上場申請を行った国内の証券取引所のうちいずれか1か所の証券取引所を、上場前の公募等に関し主たる事務を取り扱う証券取引所として指定するものとし、これを当取引所に通知するものとする。

2 新規上場申請者及び元引受取引参加者が、前

<p>項の規定により当取引所以外の<u>金融商品取引所</u>を指定した場合には、第4条第2項（公表に係る部分に限る。）、第5条第2項（公表に係る部分に限る。）、第6条、第8条、第12条第2項（公表に係る部分に限る。）、第13条第2項（公表に係る部分に限る。）、第17条、第18条第1項及び第19条から第22条までの規定は、適用しない。</p> <p>（入札の取次等）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 総合取引参加者は、次の各号に掲げる者の入札（<u>金融商品取引業者</u>にあっては、自己の計算に基づく入札）の取次を行ってはならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）<u>金融商品取引業者</u>並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社</p> <p>4（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>項の規定により当取引所以外の<u>証券取引所</u>を指定した場合には、第4条第2項（公表に係る部分に限る。）、第5条第2項（公表に係る部分に限る。）、第6条、第8条、第12条第2項（公表に係る部分に限る。）、第13条第2項（公表に係る部分に限る。）、第17条、第18条第1項及び第19条から第22条までの規定は、適用しない。</p> <p>（入札の取次等）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 総合取引参加者は、次の各号に掲げる者の入札（<u>証券会社</u>にあっては、自己の計算に基づく入札）の取次を行ってはならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）<u>証券会社</u>並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社</p> <p>4（略）</p>
--	--

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として当取引所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本邦以外の地域の<u>金融商品取引所</u>又は組織された店頭市場(以下「<u>外国の金融商品取引所等</u>」という。)において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者</p> <p>(3) 上場会社、国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者又は<u>外国の金融商品取引所等</u>において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその営業を承継する会社(当該承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</p>	<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として当取引所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本邦以外の地域の<u>証券取引所</u>又は組織された店頭市場(以下「<u>外国の証券取引所等</u>」という。)において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者</p> <p>(3) 上場会社、国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者又は<u>外国の証券取引所等</u>において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその営業を承継する会社(当該承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</p>
<p>(委託販売に係る事務の委託の取扱い)</p> <p>第4条 上場前公募等規則第6条に規定する「当取引所が適当と認める事務」は、元引受取引参加者が上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを同条に規定する元引受取引参加者以外の<u>金融商品取引業者</u>に行わせることとした旨の当該<u>金融商品取引業者</u>への通知、当該<u>金融商品取引業者</u>からの当該募集又は売出しの取扱いに係る申込みの受付、当該募集又は売出しの取扱いを行う当該<u>金融商品取引業者</u>の選定のための抽選及びその結果の元引受取引参加者への通知等の事務をいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委託販売に係る事務の委託の取扱い)</p> <p>第4条 上場前公募等規則第6条に規定する「当取引所が適当と認める事務」は、元引受取引参加者が上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを同条に規定する元引受取引参加者以外の<u>証券会社</u>に行わせることとした旨の当該<u>証券会社</u>への通知、当該<u>証券会社</u>からの当該募集又は売出しの取扱いに係る申込みの受付、当該募集又は売出しの取扱いを行う当該<u>証券会社</u>の選定のための抽選及びその結果の元引受取引参加者への通知等の事務をいう。</p> <p>2 (略)</p>

(非取引参加者金融商品取引業者等の上場前の公募等の取扱い等)

第6条 上場前公募等規則第8条に規定する「当取引所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等の取扱い)

第7条 上場前公募等規則第9条に規定する「当取引所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非取引参加者金融商品取引業者との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(国内の他の金融商品取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任される場合の適用除外)

第8条 第12条第6号及び第7号の規定は、上場前公募等規則第10条第2項の場合において、国内の他の金融商品取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任されるときは、適用しない。

(落札者名簿の取扱い)

第17条 (略)

2 落札取引参加者は、他の金融商品取引業者からの取次により入札を行った場合には、当該他の金融商品取引業者から上場前公募等規則第21条第2項に規定する「落札者名簿」の提出を受け、落札結果の通知日から起算して3日目の日までに当取引所に提出するものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当に関する規制の取扱い)

第21条 上場前公募等規則第25条第1項に規

(非取引参加者証券会社等の上場前の公募等の取扱い等)

第6条 上場前公募等規則第8条に規定する「当取引所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非取引参加者証券会社又は外国証券業者との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等の取扱い)

第7条 上場前公募等規則第9条に規定する「当取引所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非取引参加者証券会社との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(国内の他の証券取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任される場合の適用除外)

第8条 第12条第6号及び第7号の規定は、上場前公募等規則第10条第2項の場合において、国内の他の証券取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任されるときは、適用しない。

(落札者名簿の取扱い)

第17条 (略)

2 落札取引参加者は、他の証券会社からの取次により入札を行った場合には、当該他の証券会社から上場前公募等規則第21条第2項に規定する「落札者名簿」の提出を受け、落札結果の通知日から起算して3日目の日までに当取引所に提出するものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当に関する規制の取扱い)

第21条 上場前公募等規則第25条第1項に規

<p>定する「その他当取引所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により<u>金融商品取引業者</u>が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>定する「その他当取引所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により<u>証券会社</u>が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</p> <p>2～4（略）</p>
---	---

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の3 第2条(会社情報の開示)第1項関係 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が親会社等(親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。)を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等(株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口又は7.(1)cの(c)の口の規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)(aからc列記部分を除く。)において同じ。)が外国の<u>金融商品取引所</u>等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。)の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合その他当取引所が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>1. の3 第2条(会社情報の開示)第1項関係 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が親会社等(親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。)を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等(株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口又は7.(1)cの(c)の口の規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)(aからc列記部分を除く。)において同じ。)が外国の<u>証券取引所</u>等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。)の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合その他当取引所が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>2. の5 第2条(会社情報の開示)第11項関係</p>	<p>2. の5 第2条(会社情報の開示)第11項関係</p>

係

第11項に規定する「当取引所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。

(1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の商号又は名称

(2) (略)

(3) 親会社等(親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。)が1の3(3)ただし書の適用を受ける場合(当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。)の発行者である場合を除く。)には、当該ただし書の適用を当取引所に認められた理由

(4) (略)

(5) 親会社等との取引に関する事項(財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第15条の4の2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項(上場外国会社にあつてはこれに相当する事項)をいう。)

係

第11項に規定する「当取引所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。

(1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券が上場されている国内の証券取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国の証券取引所等の商号又は名称

(2) (略)

(3) 親会社等(親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。)が1の3(3)ただし書の適用を受ける場合(当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。)の発行者である場合を除く。)には、当該ただし書の適用を当取引所に認められた理由

(4) (略)

(5) 親会社等との取引に関する事項(財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第15条の4の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項(上場外国会社にあつてはこれに相当する事項)をいう。)

<p>5 . 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第 1 項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a ~ m (略)</p> <p>n 第 1 2 号に掲げる事項</p> <p>(a) 法第 5 条第 1 項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合</p> <p>次に掲げるところによる「元引受契約を締結する<u>金融商品取引業者</u>通知書」</p> <p>イ 記載事項</p> <p>上場会社又は売出しに係る有価証券の所有者と法第 2 1 条第 4 項に規定する元引受契約を締結する<u>金融商品取引業者</u>の商号</p> <p>ロ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 前 (b) の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の<u>取引所金融商品市場</u>の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合</p> <p>次に掲げるところによる「算式表示による発行価格 (売出価格) 通知書」及び「発行価格 (売出価格) の確定値通知書」</p> <p>イ ・ ロ (略)</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p>	<p>5 . 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第 1 項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a ~ m (略)</p> <p>n 第 1 2 号に掲げる事項</p> <p>(a) 法第 5 条第 1 項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合</p> <p>次に掲げるところによる「元引受契約を締結する<u>証券会社</u>通知書」</p> <p>イ 記載事項</p> <p>上場会社又は売出しに係る有価証券の所有者と法第 2 1 条第 4 項に規定する元引受契約を締結する<u>証券会社又は外国証券会社</u>の商号</p> <p>ロ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 前 (b) の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の<u>取引所有価証券市場</u>の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合</p> <p>次に掲げるところによる「算式表示による発行価格 (売出価格) 通知書」及び「発行価格 (売出価格) の確定値通知書」</p> <p>イ ・ ロ (略)</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p>
<p>1 5 . 第 1 5 条 (その他書類の提出) 関係</p> <p>第 1 5 条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>a の 2 上場有価証券の発行者がマザーズの</p>	<p>1 5 . 第 1 5 条 (その他書類の提出) 関係</p> <p>第 1 5 条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>a の 2 上場有価証券の発行者がマザーズの</p>

上場外国会社である場合には、各事業年度末日現在における当取引所の定める様式による株式の分布状況表又は預託証券の分布状況表（事業年度経過後6か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）

この場合において、上場銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する預託証券及び当該銘柄に表示される権利に係る株券を含む。）が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合にあつては、外国に住所又は居所を有する株主（預託証券の上場会社である場合は、預託証券の所有者。以下このaの2において同じ。）について、次に定めるところにより記載するものとする。

（a）～（c）（略）

b 上場会社が発行者である有価証券の外国の金融商品取引所における上場（外国の組織された店頭市場において継続的に取引されることとなる場合を含む。以下このbにおいて同じ。）若しくは上場廃止（外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場での相場を即時に入手することができない状態となる場合を含む。以下このbにおいて同じ。）に関する報告書（上場会社が発行者である有価証券が外国の金融商品取引所において上場されることとなる場合若しくは上場廃止となる場合）

c （略）

d 上場会社が継続開示会社である親会社等（国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者その他当取引所が適当と認める者を除く。）を有している場合には、当該親会社等が内閣総理大臣等（内閣総理大臣又

上場外国会社である場合には、各事業年度末日現在における当取引所の定める様式による株式の分布状況表又は預託証券の分布状況表（事業年度経過後6か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）

この場合において、上場銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する預託証券及び当該銘柄に表示される権利に係る株券を含む。）が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合にあつては、外国に住所又は居所を有する株主（預託証券の上場会社である場合は、預託証券の所有者。以下このaの2において同じ。）について、次に定めるところにより記載するものとする。

（a）～（c）（略）

b 上場会社が発行者である有価証券の外国の証券取引所における上場（外国の組織された店頭市場において継続的に取引されることとなる場合を含む。以下このbにおいて同じ。）若しくは上場廃止（外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場での相場を即時に入手することができない状態となる場合を含む。以下このbにおいて同じ。）に関する報告書（上場会社が発行者である有価証券が外国の証券取引所において上場されることとなる場合若しくは上場廃止となる場合）

c （略）

d 上場会社が継続開示会社である親会社等（国内の証券取引所に上場されている株券の発行者その他当取引所が適当と認める者を除く。）を有している場合には、当該親会社等が内閣総理大臣等（内閣総理大臣又

臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（親会社等が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。）に次の書類を提出した場合には、その写し。この場合において、当該上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（ a ） ～ （ d ） （ 略 ）

e ～ g （ 略 ）

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（親会社等が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。）に次の書類を提出した場合には、その写し。この場合において、当該上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（ a ） ～ （ d ） （ 略 ）

e ～ g （ 略 ）

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(3)の3（略）</p> <p>(4) 第4項の規定を株券(外国株券を除く。)に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a（略）</p> <p>b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。</p> <p>(a) 国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者</p> <p>イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合</p> <p>当該公募又は売出しの価格（以下このbにおいて「公開価格」という。）と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の<u>金融商品取引所</u>の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次のロにおいて同じ。）のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額</p> <p>ロ（略）</p> <p>(b)（略）</p> <p>c（略）</p>	<p>1. 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(3)の3（略）</p> <p>(4) 第4項の規定を株券(外国株券を除く。)に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a（略）</p> <p>b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。</p> <p>(a) 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者</p> <p>イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合</p> <p>当該公募又は売出しの価格（以下このbにおいて「公開価格」という。）と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の<u>証券取引所</u>の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次のロにおいて同じ。）のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額</p> <p>ロ（略）</p> <p>(b)（略）</p> <p>c（略）</p>

(4)の2 第4項の規定を外国株券に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a (略)

b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。

(a) 国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者
イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの価格(以下このbにおいて「公開価格」という。)と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当該株券が上場又は継続的に取引されている国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次のロにおいて同じ。)のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

ロ (略)

(b) (略)

c (略)

(4)の3・(5) (略)

2. 第3条(指定基準)第1項関係

(1)~(7) (略)

(8) 時価総額

(4)の2 第4項の規定を外国株券に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a (略)

b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。

(a) 国内の証券取引所又は外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者

イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの価格(以下このbにおいて「公開価格」という。)と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当該株券が上場又は継続的に取引されている国内の証券取引所又は外国の証券取引所等における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次のロにおいて同じ。)のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

ロ (略)

(b) (略)

c (略)

(4)の3・(5) (略)

2. 第3条(指定基準)第1項関係

(1)~(7) (略)

(8) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第4号に規定する上場時価総額に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

b ~ e （略）

(9) （略）

3. 第3条（指定基準）第2項関係

(1) 指定対象

a 第2項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(d)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。この場合において、上場会社の本国及び当該上場会社が発行者である上場株券若しくは当該株券に係る権利を表示する預託証券又は当該上場会社が発行者である上場預託証券若しくは当該預託証券に表示される権利に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

(a) ~ (d) （略）

b （略）

(2)・(3) （略）

(4) 売買高

a （略）

b 上場会社が当該銘柄の外国の金融商品取

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第4号に規定する上場時価総額に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の証券取引所に上場されているもの又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

b ~ e （略）

(9) （略）

3. 第3条（指定基準）第2項関係

(1) 指定対象

a 第2項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(d)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。この場合において、上場会社の本国及び当該上場会社が発行者である上場株券若しくは当該株券に係る権利を表示する預託証券又は当該上場会社が発行者である上場預託証券若しくは当該預託証券に表示される権利に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

(a) ~ (d) （略）

b （略）

(2)・(3) （略）

(4) 売買高

a （略）

b 上場会社が当該銘柄の外国の証券取引所

引所等における売買高を記載した書面を当取引所に提出した場合には、前 a に規定する市場内売買の売買高に代えて、当該外国の金融商品取引所等における売買高に基づき、第 3 号に規定する売買高を算定することができるものとする。

c (略)

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

等における売買高を記載した書面を当取引所に提出した場合には、前 a に規定する市場内売買の売買高に代えて、当該外国の証券取引所等における売買高に基づき、第 3 号に規定する売買高を算定することができるものとする。

c (略)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第2条（指定替え基準）第2項関係 (1)・(2)（略） (3) 流通の状況 a 第2号aに規定する「流通の状況が十分に良好である」かどうかの認定については、次の(a)又は(b)に掲げる事項を勘案して行う。 (a) <u>上場銘柄の外国の金融商品取引所等</u>における売買単位以上の株式又は預託証券を所有する者の数及び当該者により所有される株式数又は預託証券数 (b) <u>上場銘柄の外国の金融商品取引所等</u>における売買成立の状況 (注) <u>外国の金融商品取引所等</u>における最近1年間の月平均売買高が、当取引所の市場における売買単位の40倍の数量に相当する数以上である場合は、流通の状況が十分に良好であるものとして取り扱う。 b (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>2. 第2条（指定替え基準）第2項関係 (1)・(2)（略） (3) 流通の状況 a 第2号aに規定する「流通の状況が十分に良好である」かどうかの認定については、次の(a)又は(b)に掲げる事項を勘案して行う。 (a) <u>上場銘柄の外国の証券取引所等</u>における売買単位以上の株式又は預託証券を所有する者の数及び当該者により所有される株式数又は預託証券数 (b) <u>上場銘柄の外国の証券取引所等</u>における売買成立の状況 (注) <u>外国の証券取引所等</u>における最近1年間の月平均売買高が、当取引所の市場における売買単位の40倍の数量に相当する数以上である場合は、流通の状況が十分に良好であるものとして取り扱う。 b (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第2条(上場廃止基準)第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国の金融商品取引所等</u>における上場廃止等 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 流通の状況</p> <p>a 第3号aに規定する「流通の状況が著しく悪化した」かどうかの認定については、次の(a)、(b)又は(c)に掲げる事項を勘案して行う。</p> <p>(a) <u>上場銘柄の外国の金融商品取引所等</u>における売買単位以上の株式又は預託証券を所有する者の数及び当該者により所有される株式数又は預託証券数</p> <p>(b) <u>上場銘柄の外国の金融商品取引所等</u>における売買成立の状況</p> <p>(c) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>2. 第2条(上場廃止基準)第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国の証券取引所等</u>における上場廃止等 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 流通の状況</p> <p>a 第3号aに規定する「流通の状況が著しく悪化した」かどうかの認定については、次の(a)、(b)又は(c)に掲げる事項を勘案して行う。</p> <p>(a) <u>上場銘柄の外国の証券取引所等</u>における売買単位以上の株式又は預託証券を所有する者の数及び当該者により所有される株式数又は預託証券数</p> <p>(b) <u>上場銘柄の外国の証券取引所等</u>における売買成立の状況</p> <p>(c) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p>4. の2 第2条の2(マザーズの上場廃止基準)第2項関係</p> <p>(1) 株式の分布状況</p> <p>a 第1号に規定する「本邦内株主」とは、上場銘柄の当取引所の市場における売買単位の数量以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者(上場銘柄(上場銘柄に係る権利を表示する預託証券を含む。))が、<u>外国の金融商品取引所等</u>において上場又は継続的に取引されていない場合は、外国に住所又は居所を有する</p>	<p>4. の2 第2条の2(マザーズの上場廃止基準)第2項関係</p> <p>(1) 株式の分布状況</p> <p>a 第1号に規定する「本邦内株主」とは、上場銘柄の当取引所の市場における売買単位の数量以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者(上場銘柄(上場銘柄に係る権利を表示する預託証券を含む。))が、<u>外国の証券取引所等</u>において上場又は継続的に取引されていない場合は、外国に住所又は居所を有する者を</p>

者を含む。)で、上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者(払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。)以外の者をいうものとする。

b ~ e (略)

(2)・(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

含む。)で、上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者(払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。)以外の者をいうものとする。

b ~ e (略)

(2)・(3) (略)

商号変更の場合における商号変更前の株券の信用取引担保有価証券の取扱いについての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定は、国内の他の<u>金融商品取引所</u>の規則により、当該<u>金融商品取引所</u>において決済物件として認められることとなった商号変更前の株券について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定は、国内の他の<u>証券取引所</u>の規則により、当該<u>証券取引所</u>において決済物件として認められることとなった商号変更前の株券について準用する。</p>

委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券が、その上場されている国内のすべての<u>金融商品取引所</u>において当該<u>金融商品取引所</u>の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。</p> <p>（1） 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の<u>金融商品取引所</u>の上場会社の完全子会社となる場合</p> <p>（2） 当該株券の発行者が国内の<u>金融商品取引所</u>の上場会社に吸収合併される場合</p> <p>（3） その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の<u>金融商品取引所</u>に速やかに上場される見込みがあるとき</p>	<p>1 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券が、その上場されている国内のすべての<u>証券取引所</u>において当該<u>証券取引所</u>の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。</p> <p>（1） 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の<u>証券取引所</u>の上場会社の完全子会社となる場合</p> <p>（2） 当該株券の発行者が国内の<u>証券取引所</u>の上場会社に吸収合併される場合</p> <p>（3） その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の<u>証券取引所</u>に速やかに上場される見込みがあるとき</p>
2 （略）	2 （略）
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	

T o S T N e T取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第7条 T o S T N e T特例第6条第6項の規定により、T o S T N e T取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>取引参加者は、次のa及びbに掲げる銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p> <p>a 次の(a)又は(b)に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)</p> <p>(a) 当取引所又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている内国株券(優先株等及び投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株等及び投資信託受益証券を除く。)</p> <p>(b) 優先株等又は投資信託受益証券(国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている銘柄を除く。)</p> <p>b 転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>において上場廃止された後、</p>	<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第7条 T o S T N e T特例第6条第6項の規定により、T o S T N e T取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>取引参加者は、次のa及びbに掲げる銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p> <p>a 次の(a)又は(b)に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)</p> <p>(a) 当取引所又は国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている内国株券(優先株等及び投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株等及び投資信託受益証券を除く。)</p> <p>(b) 優先株等又は投資信託受益証券(国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている銘柄を除く。)</p> <p>b 転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の<u>証券取引所</u>に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の<u>証券取引所</u>において上場廃止された後、存続会社の発</p>

存続会社の発行する転換社債型新株予約
権付社債券として新たに上場された銘柄
を含む。)以外の銘柄

(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施
行する。

行する転換社債型新株予約権付社債券と
して新たに上場された銘柄を含む。)以
外の銘柄

(4) (略)

立会外取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外バスケット対当取引の申込みの制限) 第6条 立会外取引特例第8条第2項に規定する当取引所が定めるときは、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(立会外バスケット対当取引の申込みの制限) 第6条 立会外取引特例第8条第2項に規定する当取引所が定めるときは、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の<u>証券取引所</u>に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の<u>証券取引所</u>において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。</p>

国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>国債証券先物取引</u>に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>国債証券先物取引</u>に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「<u>国債証券先物特例</u>」という。)に基づき、当取引所が定める事項について規定する。</p> <p>(同時呼値の順位)</p> <p>第2条 国債証券先物特例第5条第2項第2号b(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「<u>同時呼値</u>」という。)の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序。次号において同じ。)で、<u>取引単位</u>の数量(以下「<u>最小単位</u>」という。)の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍の数量に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(立会終了時の約定値段を定める<u>取引</u>)</p> <p>第4条 国債証券先物特例第6条第2項第3号に規定する当取引所が定める場合は、当該限月取引の注文の状況が、次の各号の一に該当</p>	<p><u>国債証券に係る有価証券先物取引</u>に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>国債証券に係る有価証券先物取引</u>に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「<u>国債証券先物特例</u>」という。)に基づき、当取引所が定める事項について規定する。</p> <p>(同時呼値の順位)</p> <p>第2条 国債証券先物特例第5条第2項第2号b(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「<u>同時呼値</u>」という。)の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序。次号において同じ。)で、<u>売買単位</u>の数量(以下「<u>最小単位</u>」という。)の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍の数量に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(<u>売買</u>立会終了時の約定値段を定める<u>売買</u>)</p> <p>第4条 国債証券先物特例第6条第2項第3号に規定する当取引所が定める場合は、当該限月取引の注文の状況が、次の各号の一に該当</p>

する場合とする。

- (1) 立会終了時において執行することを条件とする成行呼値の売りと買いが行われているとき。
- (2) 立会終了時において執行することを条件とする成行呼値が売り又は買いの一方であって、その数量がこれと対当する値段的に最も優先する値段による呼値の数量を超えているとき。

(約定値段等を定める場合の合致数量等)

第5条 (略)

2 国債証券先物特例第6条の2第1項第1号本文に規定する当取引所が定める気配値段は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める気配値段とする。

(1) 限月間スプレッド取引の呼値について取引が成立した時に期近限月取引において第8条第1項第3号から第5号までの規定により気配表示が行われている場合

当該気配値段

(2) 午前立会終了時に期近限月取引において第8条第1項第3号から第5号までの規定により気配表示が行われており、かつ、午後立会開始後限月間スプレッド取引の呼値について取引が成立した時までの間に当該期近限月取引に約定値段がない場合(前号に定める場合を除く。)

当該午前立会終了時の気配値段

(3) イブニング・セッション終了時に期近限月取引において第8条第1項第3号から第5号までの規定により気配表示が行われており、かつ、午前立会開始後限月間スプレッド取引の呼値について取引が成立した時までの間に当該期近限月取引に約定値段がない場合(前2号に定める場合を除

する場合とする。

- (1) 売買立会終了時において執行することを条件とする成行呼値の売りと買いが行われているとき。
- (2) 売買立会終了時において執行することを条件とする成行呼値が売り又は買いの一方であって、その数量がこれと対当する値段的に最も優先する値段による呼値の数量を超えているとき。

(約定値段等を定める場合の合致数量等)

第5条 (略)

2 国債証券先物特例第6条の2第1項第1号本文に規定する当取引所が定める気配値段は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める気配値段とする。

(1) 限月間スプレッド取引の呼値について売買が成立した時に期近限月取引において第8条第1項第3号から第5号までの規定により気配表示が行われている場合

当該気配値段

(2) 午前立会終了時に期近限月取引において第8条第1項第3号から第5号までの規定により気配表示が行われており、かつ、午後立会開始後限月間スプレッド取引の呼値について売買が成立した時までの間に当該期近限月取引に約定値段がない場合(前号に定める場合を除く。)

当該午前立会終了時の気配値段

(3) イブニング・セッション終了時に期近限月取引において第8条第1項第3号から第5号までの規定により気配表示が行われており、かつ、午前立会開始後限月間スプレッド取引の呼値について売買が成立した時までの間に当該期近限月取引に約定値段がない場合(前2号に定める場合を除

く。)

当該イブニング・セッション終了時の気
配値段

3・4 (略)

(立会終了時の約定値段を定める取引における
値幅)

第7条 (略)

(呼値に関する事項)

第8条 国債証券先物特例第7条第7項の規定
により、国債証券先物取引の呼値に関し当取
引所が定める事項は、次の各号に定める事項
とする。

(1) (略)

(2) 呼値の方法等

a (略)

b 国債証券先物特例第6条第2項に規定
する取引における次の各号に掲げる呼値
は、当該各号に定めるところにより処理
するものとする。

(a)・(b) (略)

(3)~(6) (略)

(7) 呼値の周知

a 国債証券先物特例第6条第2項に規定
する取引において、直前の約定値段より
低い値段による売呼値又は直前の約定値
段より高い値段による買呼値が行われて
いる場合は、当取引所が定めるところに
より、取引参加者端末装置に一定の表示
を行いこれを周知するものとする。

b (略)

(8) 限月間スプレッド取引に係る成行呼
値等の禁止

取引参加者は、限月間スプレッド取引に
ついて成行呼値及び立会終了時において執

く。)

当該イブニング・セッション終了時の気
配値段

3・4 (略)

(売買立会終了時の約定値段を定める売買にお
ける値幅)

第7条 (略)

(呼値に関する事項)

第8条 国債証券先物特例第7条第7項の規定
により、国債証券先物取引の呼値に関し当取
引所が定める事項は、次の各号に定める事項
とする。

(1) (略)

(2) 呼値の方法等

a (略)

b 国債証券先物特例第6条第2項に規定
する売買における次の各号に掲げる呼値
は、当該各号に定めるところにより処理
するものとする。

(a)・(b) (略)

(3)~(6) (略)

(7) 呼値の周知

a 国債証券先物特例第6条第2項に規定
する売買において、直前の約定値段より
低い値段による売呼値又は直前の約定値
段より高い値段による買呼値が行われて
いる場合は、当取引所が定めるところに
より、取引参加者端末装置に一定の表示
を行いこれを周知するものとする。

b (略)

(8) 限月間スプレッド取引に係る成行呼
値等の禁止

取引参加者は、限月間スプレッド取引に
ついて成行呼値及び売買立会終了時におい

行することを条件とする呼値を行ってはならない。

(9) 成行呼値の禁止

当取引所は、国債証券先物取引における取引の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値を禁止することができる。

2 (略)

(呼値の制限値幅)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、国債証券先物特例第10条の2第1項の規定により取引の一時中断を行った場合及びイブニング・セッション終了時又は午前立会終了時において同項各号に該当した場合は、当該限月取引に係る呼値の制限値幅をその取引日が終了するまでの間次の各号に定めるところに従い、拡大するものとする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当取引所は、国債証券の市況等を勘案し、国債証券先物取引における取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の限月取引について呼値の制限値幅を変更することができる。

(限月間スプレッド取引における呼値の制限値幅)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、国債証券先物特例第10条の2第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により取引の一時中断を行った場合及びイブニング・セッション終了時又は午前立会終了時

て執行することを条件とする呼値を行ってはならない。

(9) 成行呼値の禁止

当取引所は、国債証券先物取引における売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値を禁止することができる。

2 (略)

(呼値の制限値幅)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、国債証券先物特例第10条の2第1項の規定により売買の一時中断を行った場合及びイブニング・セッション終了時又は午前立会終了時において同項各号に該当した場合は、当該限月取引に係る呼値の制限値幅をその取引日が終了するまでの間次の各号に定めるところに従い、拡大するものとする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当取引所は、国債証券の市況等を勘案し、国債証券先物取引における売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の限月取引について呼値の制限値幅を変更することができる。

(限月間スプレッド取引における呼値の制限値幅)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、国債証券先物特例第10条の2第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により売買の一時中断を行った場合及びイブニング・セッション終了時又は午前立会終了時

において同項各号に該当した場合は、当該限月間スプレッド取引に係る呼値の制限値幅をその取引日が終了するまでの間6円に拡大するものとする。

3・4 (略)

(取引の一時中断を行わない場合)

第11条 国債証券先物特例第10条の2第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に定める場合とする。

(1) 立会終了時までの時間が25分以下である場合

(2)・(3) (略)

(取引の一時中断に関する経過時間)

第12条 (略)

2 (略)

(立会外対当取引の数量)

第14条の2 国債証券先物特例第17条の3第3項に規定する当取引所が定める数量は、同第17条の10において準用する同第8条に規定する取引単位の100倍の数量とする。

(立会外取引の申込みの制限)

第14条の3 国債証券先物特例第17条の3第4項に規定する当取引所が定める限月取引は、立会による取引において、取引開始日以後取引が成立したことがなく、かつ、最終気配値段(第8条第1項第3号から第5号までの規定により、気配表示された最終気配値段をいう。)が表示されたことがないものをいうものとする。

において同項各号に該当した場合は、当該限月間スプレッド取引に係る呼値の制限値幅をその取引日が終了するまでの間6円に拡大するものとする。

3・4 (略)

(売買の一時中断を行わない場合)

第11条 国債証券先物特例第10条の2第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に定める場合とする。

(1) 売買立会終了時までの時間が25分以下である場合

(2)・(3) (略)

(売買の一時中断に関する経過時間)

第12条 (略)

2 (略)

(立会外対当取引の数量)

第14条の2 国債証券先物特例第17条の3第3項に規定する当取引所が定める数量は、同第17条の10において準用する同第8条に規定する売買単位の100倍の数量とする。

(立会外取引の申込みの制限)

第14条の3 国債証券先物特例第17条の3第4項に規定する当取引所が定める限月取引は、売買立会による売買において、取引開始日以後売買が成立したことがなく、かつ、最終気配値段(第8条第1項第3号から第5号までの規定により、気配表示された最終気配値段をいう。)が表示されたことがないものをいうものとする。

(申込みの効力)

第14条の4 国債証券先物特例第17条の3
第1項に規定する立会外取引の申込みは、次の各号のいずれかに該当した場合は、その時に効力を失うものとする。ただし、同第17条の8の規定により立会外取引の停止が行われた場合の申込みの効力については、その都度定めることができる。

(1) 国債証券先物特例第17条の2第2項第1号に規定する事前調整を行った立会外ベース取引の申込みについて、国債証券先物特例第17条の5第2項の規定により取引が不成立となった場合

(2) (略)

(3) 立会外対当取引の申込みについて、国債証券先物特例第17条の5第2項の規定により取引が不成立となった場合

(立会外取引の値段)

第14条の5 国債証券先物特例第17条の5
第2項第1号に規定する当取引所が定める値段は、第14条第3項第2号a又は同条第4項第2号aに規定する調整完了時刻(国債証券先物特例第17条の2第2項第1号に規定する事前調整を行っていない立会外ベース取引にあっては、売付けに係る申込みと買付けに係る申込みが対当したことを当取引所が確認した時刻)の直前15分間の立会における最も高い約定値段(同第6条の2に規定する約定値段を除く。本条において同じ。)から最も低い約定値段までの範囲内の値段で、額面100円につき1銭の整数倍の値段とする。

(過誤訂正等のための取引の承認申請)

第14条の7 国債証券先物特例第17条の1

(申込みの効力)

第14条の4 国債証券先物特例第17条の3
第1項に規定する立会外取引の申込みは、次の各号のいずれかに該当した場合は、その時に効力を失うものとする。ただし、同第17条の8の規定により立会外取引の停止が行われた場合の申込みの効力については、その都度定めることができる。

(1) 国債証券先物特例第17条の2第2項第1号に規定する事前調整を行った立会外ベース取引の申込みについて、国債証券先物特例第17条の5第2項の規定により売買が不成立となった場合

(2) (略)

(3) 立会外対当取引の申込みについて、国債証券先物特例第17条の5第2項の規定により売買が不成立となった場合

(立会外取引の値段)

第14条の5 国債証券先物特例第17条の5
第2項第1号に規定する当取引所が定める値段は、第14条第3項第2号a又は同条第4項第2号aに規定する調整完了時刻(国債証券先物特例第17条の2第2項第1号に規定する事前調整を行っていない立会外ベース取引にあっては、売付けに係る申込みと買付けに係る申込みが対当したことを当取引所が確認した時刻)の直前15分間の売買立会における最も高い約定値段(同第6条の2に規定する約定値段を除く。本条において同じ。)から最も低い約定値段までの範囲内の値段で、額面100円につき1銭の整数倍の値段とする。

(新設)

1の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行うものとする。

(権利行使に伴う国債証券先物取引の成立時刻)

第14条の8 国債証券先物特例第17条の1
2に規定する当取引所が定める時刻は、午後立会終了時(半休日においては、午前立会終了時)とする。

(経過利子の計算において差し引く税額相当額)

第14条の9 (略)

(建玉の内容に関する報告の取扱い)

第15条 (略)

2 国債証券先物特例第40条に規定する当取引所が銘柄ごとに定める報告数量は、次の各号に定める数量とする。

(1) 中期国債標準物については、取引単位の500倍の数量

(2) 長期国債標準物については、取引単位の1,000倍の数量

(3) 超長期国債標準物については、取引単位の500倍の数量

3 (略)

(削る)

(権利行使に伴う国債証券先物取引の成立時刻)

第14条の7 国債証券先物特例第17条の1
1に規定する当取引所が定める時刻は、午後立会終了時(半休日においては、午前立会終了時)とする。

(経過利子の計算において差し引く税額相当額)

第14条の8 (略)

(建玉の内容に関する報告の取扱い)

第15条 (略)

2 国債証券先物特例第40条に規定する当取引所が銘柄ごとに定める報告数量は、次の各号に定める数量とする。

(1) 中期国債標準物については、売買単位の500倍の数量

(2) 長期国債標準物については、売買単位の1,000倍の数量

(3) 超長期国債標準物については、売買単位の500倍の数量

3 国債証券先物特例第40条に規定する報告は、所定の様式により、第1項に規定する取引日に終了する日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の正午までに行うものとする。

(過誤訂正等のための売買の承認申請)

第16条 国債証券先物特例第45条の規定により読み替えて適用する業務規程第41条の規定により当取引所の承認を受けようとする

<p>(有価証券等清算取次ぎに対する適用) 第16条 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規則は、平成19年9月30日から 施行する。</p>	<p><u>取引参加者は、当取引所が定める様式により 申請を行うものとする。</u></p> <p>(有価証券等清算取次ぎに対する適用) 第17条 (略)</p>
---	---

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(債券等の取扱い)</p> <p>第2条 非清算参加者が、債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)又は投資信託の受益証券(国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されているものを除く。)を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座の振替により当該差し入れ又は預託を行うものとし、当該差し入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。</p> <p>(株券等の取扱い)</p> <p>第3条 非清算参加者が、次の各号に掲げる有価証券を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)に基づく口座の振替により当該差し入れ又は預託を行うものとし、当該差し入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)及び投資証券のうち国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されているもの</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から</p>	<p>(債券等の取扱い)</p> <p>第2条 非清算参加者が、債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)又は投資信託の受益証券(国内の<u>証券取引所</u>に上場されているものを除く。)を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座の振替により当該差し入れ又は預託を行うものとし、当該差し入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。</p> <p>(株券等の取扱い)</p> <p>第3条 非清算参加者が、次の各号に掲げる有価証券を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)に基づく口座の振替により当該差し入れ又は預託を行うものとし、当該差し入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)及び投資証券のうち国内の<u>証券取引所</u>に上場されているもの</p>

施行する。	
-------	--

当取引所が指定する有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の一部改正新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="188 376 767 409">当取引所が指定する<u>市場デリバティブ取引</u></p> <p data-bbox="156 533 799 1025">先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則第28条に規定する当取引所が指定する<u>市場デリバティブ取引</u>は、株式会社大阪証券取引所が定める株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例、株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例又は株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例に基づいて行われる取引をいう。</p> <p data-bbox="416 1200 539 1234" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="156 1249 799 1339">この規則は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p data-bbox="826 376 1469 465">当取引所が指定する<u>有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引</u></p> <p data-bbox="826 533 1469 1081">先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則第28条に規定する当取引所が指定する<u>有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引</u>は、株式会社大阪証券取引所が定める株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例、株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例又は株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例に基づいて行われる取引をいう。</p>

株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止等) 第17条 (略) (削る)</p> <p><u>2</u> (略) <u>3</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(上場廃止等) 第17条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>株券オプション特例第43条第2項に規定する上場後当取引所が定める期間を経過していない株券オプションとは、前年4月の初日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</u>より後に上場された株券オプションとする。</p> <p><u>3</u> (略) <u>4</u> (略)</p>

国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(権利行使価格の設定)</p> <p>第 2 条 国債証券先物オプション特例第 7 条第 2 項第 1 号の規定により設定する権利行使価格は、各限月取引の開始の日の前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。) に終了する取引日における 1 円刻みの設定基準価格 (当該取引日における当該限月取引の権利行使対象先物限月取引の清算値段に最も近接する 1 円の整数倍の価格 (当該価格が 2 種類ある場合は、高い方の価格) をいい、当該取引日に当該限月取引の権利行使対象先物限月取引の約定値段 (国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例 (以下「国債証券先物特例」という。) 第 6 条の 2 に規定するもの及び国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則 (以下「国債証券先物特例施行規則」という。) 第 8 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定により気配表示された気配値段を含む。次項において同じ。) がいない場合は当取引所がその都度定めた 1 円の整数倍の価格をいう。以下同じ。) 及び当該 1 円刻みの設定基準価格に近接する上下各 3 種類の 1 円の整数倍の価格とする。</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>(権利行使価格の設定)</p> <p>第 2 条 国債証券先物オプション特例第 7 条第 2 項第 1 号の規定により設定する権利行使価格は、各限月取引の開始の日の前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。) に終了する取引日における 1 円刻みの設定基準価格 (当該取引日における当該限月取引の権利行使対象先物限月取引の清算値段に最も近接する 1 円の整数倍の価格 (当該価格が 2 種類ある場合は、高い方の価格) をいい、当該取引日に当該限月取引の権利行使対象先物限月取引の約定値段 (国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例 (以下「国債証券先物特例」という。) 第 6 条の 2 に規定するもの及び国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則 (以下「国債証券先物特例施行規則」という。) 第 8 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定により気配表示された気配値段を含む。次項において同じ。) がいない場合は当取引所がその都度定めた 1 円の整数倍の価格をいう。以下同じ。) 及び当該 1 円刻みの設定基準価格に近接する上下各 3 種類の 1 円の整数倍の価格とする。</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>

優先株及び優先証券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3．第3条（上場審査基準）関係 （1）～（7）（略） （8）株券上場審査基準の取扱い3．（4） の規定は、第2項第2号cの場合に準用する。</p>	<p>3．第3条（上場審査基準）関係 （1）～（7）（略） （8）株券上場審査基準の取扱い3．（5） の規定は、第2項第2号cの場合に準用する。</p>
<p>5．第4条の4（適切な株式事務及び収益分配金 支払事務の確保）関係 （1）第1項に規定する株式事務には、次に 掲げる通知を行うことを含むものとする。た だし、上場優先証券に係る上場外国会社が株 主（上場優先証券に係る上場会社が外国株預 託証券の上場会社である場合には、上場預託 証券の所有者を含む。）<u>に対して当該通知を</u> <u>行わない場合はこの限りでない。</u> a～c（略） （2）（略）</p>	<p>5．第4条の4（適切な株式事務及び収益分配金 支払事務の確保）関係 （1）第1項に規定する株式事務には、次に 掲げる通知を行うことを含むものとする。た だし、上場優先証券に係る上場外国会社が株 主（上場優先証券に係る上場会社が外国株預 託証券の上場会社である場合には、上場預託 証券の所有者を含む。）<u>が当該通知を行わな</u> <u>い場合はこの限りでない。</u> a～c（略） （2）（略）</p>
<p>8．第5条（上場廃止基準）関係 （1）～（5）の2（略） （6）株券上場審査基準の取扱い3．（4） 及び株券上場廃止基準の取扱い1．（12） bの規定は、第3項第5号の場合に準用する。 （7）（略）</p>	<p>8．第5条（上場廃止基準）関係 （1）～（5）の2（略） （6）株券上場審査基準の取扱い3．（5） 及び株券上場廃止基準の取扱い1．（12） bの規定は、第3項第5号の場合に準用する。 （7）（略）</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施 行する。</p>	

適時開示に係る宣誓書（不動産投資信託証券）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>適時開示に係る宣誓書（不動産投資信託証券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p>代表者の 役 職 氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資者への適時適切な不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な<u>金融商品市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>適時開示に係る宣誓書（不動産投資信託証券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p>代表者の 役 職 氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資者への適時適切な不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な<u>証券市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第2号cに規定する適時開示に係る助言契約には、<u>金融商品取引業者</u>は、不動産投資信託証券の上場を申請した者から要求があった場合に、当該不動産投資信託証券に関する情報の適時開示について助言及び指導を行う旨の内容を含むこととする。</p> <p>(4)～(9) (略)</p>	<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第2号cに規定する適時開示に係る助言契約には、<u>証券会社</u>は、不動産投資信託証券の上場を申請した者から要求があった場合に、当該不動産投資信託証券に関する情報の適時開示について助言及び指導を行う旨の内容を含むこととする。</p> <p>(4)～(9) (略)</p>
<p>7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第8条関係）</p> <p>(1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) 第2項に規定する書類の提出は、次のa又はbに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該a又はbに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a 第2項第1号に掲げる事項</p> <p>次に掲げるところによる「安定操作取引委託者通知書」</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 提出期限</p> <p><u>金融商品取引法</u>施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで</p> <p>b 第2項第2号に掲げる事項</p> <p>(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合</p> <p>次に掲げるところによる「元引受契約を締結する<u>金融商品取引業者</u>通知書」</p>	<p>7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第8条関係）</p> <p>(1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) 第2項に規定する書類の提出は、次のa又はbに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該a又はbに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a 第2項第1号に掲げる事項</p> <p>次に掲げるところによる「安定操作取引委託者通知書」</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 提出期限</p> <p>施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで</p> <p>b 第2項第2号に掲げる事項</p> <p>(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合</p> <p>次に掲げるところによる「元引受契約を締結する<u>証券会社</u>通知書」</p>

イ 記載事項

発行者又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者の商号

ロ 提出期限

金融商品取引法施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(b) (略)

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所金融商品市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

(略)

(6)~(8) (略)

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い (不動産投信特例第9条関係)

(1) 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が第1項第1号aの(a)から(d)までのいずれかに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同aただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合しないと当取引所が認めたときは、同aに該当するものとして取り扱う。

(2)~(5) (略)

(6) 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が第1項第3号bの(a)から(e)までのいずれかに該当する場合において、上

イ 記載事項

発行者又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社の商号

ロ 提出期限

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(b) (略)

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所有価証券市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

(略)

(6)~(8) (略)

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い (不動産投信特例第9条関係)

(1) 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が第1項第1号aの(a)から(c)までのいずれかに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同aただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合しないと当取引所が認めたときは、同aに該当するものとして取り扱う。

(2)~(5) (略)

(6) 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が第1項第3号bの(a)から(d)までのいずれかに該当する場合におい

場投資証券の発行者から同bただし書に規定する業務の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合しないと当取引所が認めたときは、同bに該当するものとして取り扱う。

(7)～(15) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

て、上場投資証券の発行者から同bただし書に規定する業務の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合しないと当取引所が認めたときは、同bに該当するものとして取り扱う。

(7)～(15) (略)

不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第4条の2の規定に基づき、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例に規定する不動産投資信託証券をいう。以下同じ。）の公募（一般募集による新不動産投資信託証券の発行をいう。以下同じ。）又は売出し（上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている不動産投資信託証券の公募又は売出しを除く。）及び投資法人の設立（設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の上場申請を行う場合に限る。）の際に行われる公募（以下「上場前の公募等」という。）並びに上場前に行われる不動産投資信託証券の発行（上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄に係る発行及び国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている不動産投資信託証券に係る発行を除く。）等について、必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第4条の2の規定に基づき、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例に規定する不動産投資信託証券をいう。以下同じ。）の公募（一般募集による新不動産投資信託証券の発行をいう。以下同じ。）又は売出し（上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている不動産投資信託証券の公募又は売出しを除く。）及び投資法人の設立（設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の上場申請を行う場合に限る。）の際に行われる公募（以下「上場前の公募等」という。）並びに上場前に行われる不動産投資信託証券の発行（上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄に係る発行及び国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている不動産投資信託証券に係る発行を除く。）等について、必要な事項を定める。</p>
<p>(公募又は売出しの予定を記載した書面の提出)</p> <p>第3条 上場前の公募等については、上場申請銘柄の発行者（投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、設立企画人をいう。以下同じ。）及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する<u>金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）</u>である当取引所の取引参加者（以下「元引受取引参加者」という。）は、上場申請後（投資法人の設立の際</p>	<p>(公募又は売出しの予定を記載した書面の提出)</p> <p>第3条 上場前の公募等については、上場申請銘柄の発行者（投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、設立企画人をいう。以下同じ。）及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する<u>証券会社（外国証券会社を含む。以下同じ。）</u>である当取引所の取引参加者（以下「元引受取引参加者」という。）は、上場申請後（投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、</p>

に行われる公募にあっては、前条の規定による通知後)遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を当取引所に提出するものとし、当該書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。(以下この規則において同じ。)

2 (略)

(非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第8条 上場前の公募等について当取引所の取引参加者以外の金融商品取引業者(以下「非取引参加者金融商品取引業者」という。)又は外国証券業者が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(当取引所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、上場申請銘柄の発行者は、当該非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者とこの規則の趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した上場申請銘柄の発行者は、当該契約の締結について当取引所が適当と認める書面を当取引所に提出するものとする。

前条の規定による通知後)遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を当取引所に提出するものとし、当該書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。(以下この規則において同じ。)

2 (略)

(非取引参加者証券会社等による元引受契約等の締結の取扱い)

第8条 上場前の公募等について当取引所の取引参加者以外の証券会社(以下「非取引参加者証券会社」という。)又は外国証券業者が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(当取引所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、上場申請銘柄の発行者は、当該非取引参加者証券会社又は外国証券業者とこの規則の趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した上場申請銘柄の発行者は、当該契約の締結について当取引所が適当と認める書面を当取引所に提出するものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>非取引参加者金融商品取引業者等</u>の上場前の公募等の取扱い等)</p> <p>第3条 不動産投信上場前公募等規則第8条に規定する「当取引所が適当と認める書面」とは、同条の規定により<u>非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(<u>非取引参加者証券会社等</u>の上場前の公募等の取扱い等)</p> <p>第3条 不動産投信上場前公募等規則第8条に規定する「当取引所が適当と認める書面」とは、同条の規定により<u>非取引参加者証券会社又は外国証券業者との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。</u></p>

適時開示に係る宣誓書（株価指数連動型投資信託受益証券）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>適時開示に係る宣誓書（株価指数連動型投資信託受益証券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____ 会社名 _____ 印 代表者の 役 職 氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資者への適時適切な株価指数連動型投資信託受益証券に関する情報の開示が健全な<u>金融商品市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>適時開示に係る宣誓書（株価指数連動型投資信託受益証券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____ 会社名 _____ 印 代表者の 役 職 氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資者への適時適切な株価指数連動型投資信託受益証券に関する情報の開示が健全な<u>証券市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>

株価指数連動型投資信託受益証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p>第3条 受益証券特例第3条第2号bの(a)に規定する「特定の株価指数」とは、投資信託法施行令第12条第1号に該当する証券投資信託の受益証券にあつては日経株価指数300を、同条第2号に該当する証券投資信託の受益証券にあつては同条第2号イの規定に基づき金融庁長官が指定する株価指数をそれぞれいうものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p>第3条 受益証券特例第3条第2号bの(a)に規定する「特定の株価指数」とは、投資信託法施行令第8条第1号に該当する証券投資信託の受益証券にあつては日経株価指数300を、同条第2号に該当する証券投資信託の受益証券にあつては同条第2号イの規定に基づき金融庁長官が指定する株価指数をそれぞれいうものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第8条第1項に規定する書類の提出は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該各号に定めるところにより行うものとする。この場合において、上場受益証券の発行者は、第2号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第8条第1項に規定する書類の提出は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該各号に定めるところにより行うものとする。この場合において、上場受益証券の発行者は、第3号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>
<p>(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続の時期等)</p> <p>第7条 受益証券特例第9条の規定により上場受益証券に係る投資信託委託会社及び信託会社等(受益証券特例第2条第1項に定める者をいう。)が行う上場申請は、上場受益証券の発行</p>	<p>(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続の時期等)</p> <p>第7条 受益証券特例第9条の規定により上場受益証券に係る投資信託委託業者及び信託会社等(受益証券特例第2条第1項に定める者をいう。)が行う上場申請は、上場受益証券の発行</p>

者が信託金の限度額に関する投資信託約款の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該変更額に係る変更額の追加信託が行われた場合に増加することが見込まれる受益権の口数について、一括して行うものとする。

(受益証券の上場廃止基準に関する事項)

第9条 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が受益証券特例第11条第1項第1号aからdまでのいずれかに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

2～12 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

者が信託金の限度額に関する投資信託約款の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該変更額に係る変更額の追加信託が行われた場合に増加することが見込まれる受益権の口数について、一括して行うものとする。

(受益証券の上場廃止基準に関する事項)

第9条 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が受益証券特例第11条第1項第1号aからcまでのいずれかに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

2～12 (略)

適時開示に係る宣誓書（内国債券）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書（債券）</p> <p>株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる事務所の所在地 _____ 発行者名 _____ 印 代表者又はそ れに順ずると 認められる者 の役職 氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資 者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融 商品市場の根幹をなすものであることを十分に 認識するとともに、常に投資者の視点に立った 迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行える よう添付書類に記載した体制の充実に努めるな ど、投資者への適時適切な情報提供について真 摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から 施行する。</p>	<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書（債券）</p> <p>株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる事務所の所在地 _____ 発行者名 _____ 印 代表者又はそ れに順ずると 認められる者 の役職 氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資 者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券 市場の根幹をなすものであることを十分に認識 するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、 正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添 付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投 資者への適時適切な情報提供について真摯な姿 勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>

適時開示に係る宣誓書（外国債券）の一部改正新旧対照表

新	旧
適時開示に係る宣誓書（債券） 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿 主たる事務所の所在地 発行者名 _____ 印 代表者又はそ れに順ずると 認められる者 の役職 氏名（署名） _____ 印	適時開示に係る宣誓書（債券） 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿 主たる事務所の所在地 発行者名 _____ 印 代表者又はそ れに順ずると 認められる者 の役職 氏名（署名） _____ 印
<p>_____ は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な<u>金融商品市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>_____ は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な<u>証券市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4．適時開示に係る宣誓書の取扱い（債券特例第6条の3関係）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）第6条の3に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、会社情報等の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</p> <p>（注）（4）に規定する書面（1．（3）に規定する書面を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものとする。</p> <p>6．債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第7条第2項第1号ただし書に規定する「当取引所が特に上場の継続を必要と認めるとき」とは、外国の<u>金融商品取引所</u>等における株券の上場廃止等が株券上場廃止基準第2条第2項第2号又は第3号に定める場合に相当する事由によるものをいうものとする。</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>4．適時開示に係る宣誓書の取扱い（債券特例第6条の3関係）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）第6条の3に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、会社情報等の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</p> <p>（注）（4）に規定する書面（1．（4）に規定する書面を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものとする。</p> <p>6．債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第7条第2項第1号ただし書に規定する「当取引所が特に上場の継続を必要と認めるとき」とは、外国の<u>証券取引所</u>等における株券の上場廃止等が株券上場廃止基準第2条第2項第2号又は第3号に定める場合に相当する事由によるものをいうものとする。</p> <p>（3）・（4）（略）</p>

適時開示に係る宣誓書（内国交換社債券）の一部改正新旧対照表

新	旧
適時開示に係る宣誓書（交換社債券）	適時開示に係る宣誓書（交換社債券）
平成 年 月 日	平成 年 月 日
株式会社東京証券取引所	株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿	代表取締役社長 殿
本店所在地 _____	本店所在地 _____
会社名 _____ 印	会社名 _____ 印
代表者の	代表者の
役 職	役 職
氏名（署名） _____ 印	氏名（署名） _____ 印
<p>_____ は、投資者への適時適切な交換社債券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>	<p>_____ は、投資者への適時適切な交換社債券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>
付 則	
この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。	

適時開示に係る宣誓書（外国交換社債券）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="212 360 707 396">適時開示に係る宣誓書（交換社債券）</p> <p data-bbox="557 461 791 497">平成 年 月 日</p> <p data-bbox="134 512 459 548">株式会社東京証券取引所</p> <p data-bbox="162 564 547 600">代表取締役社長 殿</p> <p data-bbox="391 665 778 701">本店所在地 _____</p> <p data-bbox="391 714 778 750">会社名 _____ 印</p> <p data-bbox="391 766 512 801">代表者の</p> <p data-bbox="391 817 512 853">役 職</p> <p data-bbox="391 869 791 904">氏名（署名） _____ 印</p> <p data-bbox="162 969 791 1406">_____ は、投資者への適時適切な交換社債券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p> <p data-bbox="402 1525 523 1561">付 則</p> <p data-bbox="134 1576 791 1657">この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p data-bbox="896 360 1391 396">適時開示に係る宣誓書（交換社債券）</p> <p data-bbox="1241 461 1476 497">平成 年 月 日</p> <p data-bbox="821 512 1147 548">株式会社東京証券取引所</p> <p data-bbox="850 564 1235 600">代表取締役社長 殿</p> <p data-bbox="1077 665 1465 701">本店所在地 _____</p> <p data-bbox="1077 714 1465 750">会社名 _____ 印</p> <p data-bbox="1077 766 1198 801">代表者の</p> <p data-bbox="1077 817 1198 853">役 職</p> <p data-bbox="1077 869 1477 904">氏名（署名） _____ 印</p> <p data-bbox="850 969 1477 1406">_____ は、投資者への適時適切な交換社債券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>